

# **秋田市環境基本計画年次報告書**

**～人にも地球にもやさしいあきた～**

**令和元年度版**

**令和2年2月**

**秋 田 市**

## 目 次

|   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 秋田市環境基本計画とは           | 1  |
| 2 | 望ましい環境像               | 1  |
| 3 | 望ましい環境像の実現に向けて（計画の構成） | 2  |
| 4 | 環境の保全と創造に向けた施策と環境配慮行動 | 3  |
| 5 | 計画を推進するための仕組み         | 8  |
| 6 | 指標の達成状況               | 9  |
| 7 | 施策の取組状況               | 13 |

## 1 秋田市環境基本計画とは

### (1) 計画策定の背景と目的

本市では、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保することを目的に、秋田市環境基本条例（以下「環境基本条例」といいます。）を平成11（1999）年3月に制定し、環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、秋田市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）を平成13（2001）年3月に策定し、おおむね5年ごとに改定を行いながら、環境の保全および創造に関する施策を推進してきました。

本計画は、平成24（2012）年3月の計画改定から5年以上が経過し、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、また先人から受け継いだ恵まれた環境を将来へ引き継いでいくため、平成29（2017）年10月に改定しました。

### (2) 計画の期間

環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であることから、計画の期間を平成30（2018）年度から令和9（2027）年度までの10年間とします。

なお、環境に関する基礎的条件や社会経済情勢等の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

### (3) 計画の推進主体

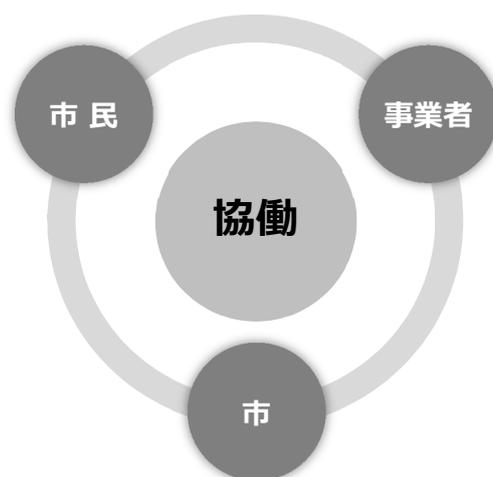
本計画の推進主体は、市、事業者および市民とします。

本計画に基づく施策を効果的に推進するために、市、事業者および市民が相互に連携し、それぞれの役割を果たすとともに、協働による取組を推進するものとします。

なお、市民は、市内に住んでいる人や市民団体はもちろんのこと、市内で働き、学ぶ人々、市内を訪れる人々も含みます。

また、事業者は、市内で事業活動を行う事業者や事業者団体、公益法人、NPOなど事業活動を行う法人を含みます。

#### ●計画の推進主体



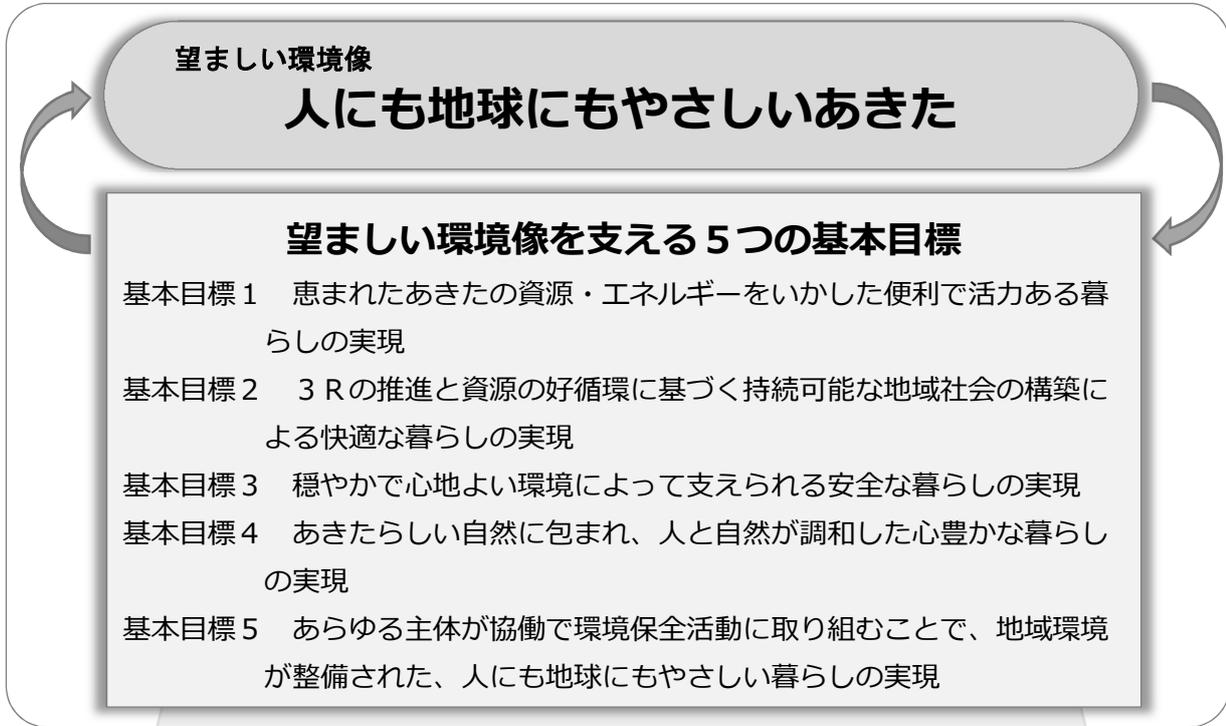
## 2 望ましい環境像

本計画で掲げる望ましい環境像は、環境基本条例の規定の趣旨を踏まえ、“人にも地球にもやさしいあきた”とします。

### 3 望ましい環境像の実現に向けて（計画の構成）

望ましい環境像の実現に向けて、5つの基本目標を設定し、各基本目標ごとに取り組んでいく「環境の保全および創造に向けた施策」を設定します。

また、施策の横断的な推進を図る「分野横断的取組」を設定します。



**環境の保全および創造に向けた施策**

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 基本目標1 | 地球温暖化対策の推進               |
|       | 持続可能なエネルギー利用への転換         |
| 基本目標2 | 廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環      |
|       | 廃棄物の適正処理の推進              |
| 基本目標3 | 大気環境の保全                  |
|       | 水環境の保全                   |
|       | その他の生活環境の保全              |
| 基本目標4 | 自然環境の保全と活用               |
|       | 自然とのふれあいの促進              |
|       | 生物多様性の保全                 |
| 基本目標5 | 環境教育・環境学習の推進             |
|       | 自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進 |
|       | 地域に根ざした環境共生スタイルの推進       |

環境施策の横断的な推進

**分野横断的取組**

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| I   | 家族と地域のつながりを深める、協働による環境保全活動の活性化 |
| II  | 環境対策と経済活動の好循環を両立する環境産業の振興      |
| III | 美しく多様性に富んだ自然を活かした魅力の継承と発信      |
| IV  | 低炭素型のコンパクトなまちづくり               |

## 4 環境の保全と創造に向けた施策と環境配慮行動

### 基本目標 1

# 恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした 便利で活力ある暮らしの実現

日常生活や事業活動に伴う環境への負荷を低減し、地域資源やエネルギーの循環的・効率的な利活用が図られる低炭素に配慮した社会の実現を目指します。



#### (1) 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出を抑えた、住みよいまちづくりを進めます。

- 施策 1 温室効果ガスの排出抑制
- 施策 2 温室効果ガスの吸収源対策
- 施策 3 低炭素型都市の実現

#### (2) 持続可能なエネルギー利用への転換

環境に配慮した、持続可能なエネルギー利用への転換を進めるとともに、環境と経済が一体となって向上するまちづくりを進めます。

- 施策 1 再生可能エネルギーの創出（創エネ）
- 施策 2 省エネルギーの推進（省エネ）
- 施策 3 環境への負荷の少ない心豊かな暮らし方への転換（ライフスタイルの変革）

#### 市民の主な環境配慮行動

- エアコンやテレビ、照明などの家電製品の節電に努めましょう。
- 冷暖房温度の設定を適正にし、クールビズ・ウォームビズに取り組みましょう。
- 家電製品を購入するときは、省エネ製品を選択しましょう。

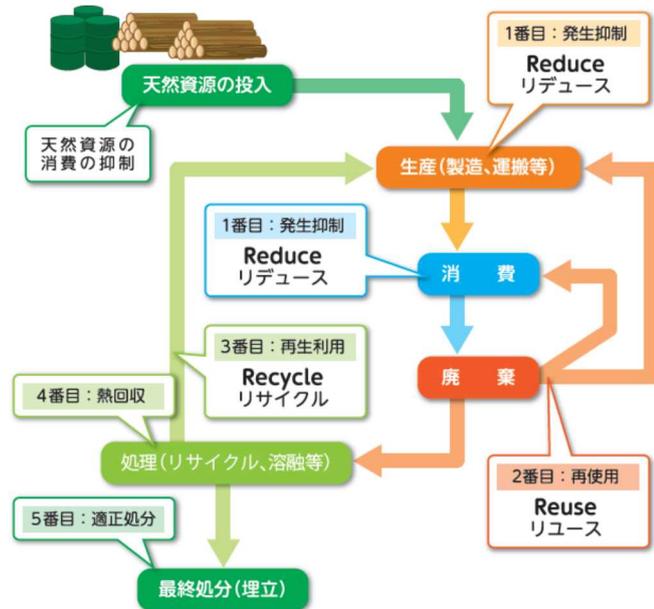
#### 事業者の主な環境配慮行動

- 照明のこまめな消灯や照度管理などを行い、節電に努めましょう。
- 照明を取り替えるときは、LED照明を選択しましょう。

## 基本目標 2

# 3 Rの推進と資源の好循環に基づく 持続可能な地域社会の構築による快適な暮らしの実現

市、事業者および市民が適切な役割分担の下、環境への負荷の低減に協働で取り組むとともに、「もったいない」と思う心を育み、ごみの減量や資源の有効活用等について、自ら考え、行動する意識を醸成することで、将来にわたって快適に生活できる社会の実現を目指します。



### (1) 廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環

循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制・再使用と効率よい資源循環を進め、協働で取り組みます。

- 施策 1 廃棄物の発生抑制・再使用
- 施策 2 資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築

### (2) 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正な排出、収集、運搬および処分を進めます。

- 施策 1 廃棄物の適正処理の確保
- 施策 2 廃棄物処理施設の計画的な整備

#### 市民の主な環境配慮行動

- 再使用や再生利用に協力し、日常生活におけるごみの減量に努めましょう。
- 計画的に、必要なものを必要な分だけ、買うように努めましょう。

#### 事業者の主な環境配慮行動

- 事業活動における再使用および再生利用を推進し、廃棄物の排出抑制に努めましょう。
- 事業活動から出てくる廃棄物は、適正に分別排出しましょう。

## 基本目標 3

# 穏やかで心地よい環境によって支えられる 安全な暮らしの実現

日常生活や事業活動に伴って発生する環境への負荷を低減し、市民が健康で安全に暮らせる生活環境が確保される社会の実現を目指します。



### (1) 大気環境の保全

澄みわたった空、さわやかな大気環境を守ります。

- 施策1 固定発生源対策の推進
- 施策2 移動発生源対策の推進
- 施策3 越境汚染の監視

### (2) 水環境の保全

清らかで豊かな水環境を守ります。

- 施策1 水質汚濁防止対策の推進
- 施策2 生活排水対策の推進
- 施策3 水資源の保全と有効利用

### (3) その他の生活環境の保全

健やかでやすらぎのある生活環境を守り、安全に暮らせる環境づくりを進めます。

- 施策1 騒音、振動、悪臭等の対策の推進
- 施策2 廃棄物の不適正処理の未然防止

#### 市民の主な環境配慮行動

- 徒歩又は自転車の利用、公共交通機関の利用など、自動車の使用をできるだけ控えるように努めましょう。
- 日常生活における水の有効利用と節水に努めましょう。

#### 事業者の主な環境配慮行動

- 毎月第4金曜日の秋田市ノーマイカーデーに参加しましょう。
- 次世代自動車や燃費の良い車など、環境への負荷の少ない車の導入に努めましょう。

## 基本目標 4

# あきたらしい自然に包まれ、 人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現

美しく多様性に富んだ秋田市の自然は、次世代に継承すべき市民共有の財産といえます。自然の恵みを活用し、地域の活性化につなげていくとともに、自然からの恵みを持続的に享受できるよう、多様な自然環境を保全し、人と自然がふれあう、自然共生社会の実現を目指します。



### (1) 自然環境の保全と活用

多様な自然環境を保全し、適切な利活用を進めます。

- 施策1 豊かな緑の確保
- 施策2 自然が有する多面的機能の有効活用

### (2) 自然とのふれあいの促進

先人から受け継いだ歴史・文化と、豊かな自然環境が調和したまちづくりを進めます。

- 施策1 自然とふれあう場・機会づくりの確保
- 施策2 都市景観の形成・保全
- 施策3 自然と歴史的・文化的環境との調和

### (3) 生物多様性の保全

生物多様性に配慮した地域環境を保全するとともに、自然と共生した社会を実現します。

- 施策1 生物多様性の状況の把握
- 施策2 希少種の保全や外来生物等への対策

### 市民の主な環境配慮行動

- 四季の自然の変化を楽しんだり、身近な動植物に目を向けたりして、自然環境に親しみましょう。
- ごみのポイ捨てをしないなど、自然環境を守るためのマナーを守りましょう。

### 事業者の主な環境配慮行動

- 地場産の食材を活用し、地産地消や伝統的な食文化の継承に協力しましょう。
- 環境保全型農業の推進に努めましょう。

## 基本目標 5

# あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現

事業者および市民による自発的かつ積極的な行動・参加を支えていくため、環境情報の提供および環境教育・環境学習を推進していくとともに、環境の保全および創造に向けて、市、事業者および市民のそれぞれが自らのライフスタイルを変革し、協働による環境保全活動の実践を進めていく社会の実現を目指します。



### (1) 環境教育・環境学習の推進

環境教育・環境学習を通じて人材を育成するとともに、誰もが意欲的に環境の保全と創造に取り組んでいく仕組みづくりを進めます。

- 施策1 環境学習プログラムの整備と機会の充実
- 施策2 情報の収集と提供

### (2) 自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進

市、事業者および市民による環境保全活動を支援・促進するとともに、協働により取り組む社会を実現します。

- 施策1 環境に配慮した自主的な活動の促進
- 施策2 連携した各主体の協働による環境保全活動の推進

### (3) 地域に根ざした環境共生スタイルの推進

地域の資源を効果的に活用することで、環境と共生する心豊かな暮らし方を実現します。

- 施策1 地域の環境特性をいかした魅力の発信

#### 市民の主な環境配慮行動

- 「あきた次世代エネルギーパーク」や自然学習施設などに行って、楽しみながら環境について学びましょう。
- 市や市民団体などが行う環境保全活動、環境教育・環境学習活動に参加しましょう。

#### 事業者の主な環境配慮行動

- 環境保全のための担当部署を設置するなど、環境管理体制を整備しましょう。

## 分野横断的取組

各基本目標における施策を横断的に推進していくため、環境の保全および創造に向けた4つの分野横断的取組を設定します。

### 4つの分野横断的取組

#### I 地域のつながりを深める、協働による環境保全活動の活性化

- 地域での課題解決に向けた環境保全活動の活発化
- 協働による環境保全活動を支える様々な支援

#### II 環境対策と経済活動の好循環を両立する環境産業の振興

- 自然資源、再生可能エネルギーの利活用の促進
- 環境関連産業の育成支援

#### III 美しく多様性に富んだ自然をいかした魅力の継承と発信

- 自然を体験・観光する機会の提供
- 自然と調和する美しいまちの魅力のPR

#### IV 低炭素型のコンパクトなまちづくり

- 低炭素型の都市構造への転換促進
- 低炭素社会の構築に向けた啓発と情報発信

## 5 計画を推進するための仕組み

### (1) 計画の進行管理

本計画に掲げる施策を着実に推進していくために、環境マネジメントシステムの考え方である計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Act）というPDCAサイクルに基づき、本計画の進行管理を行います。

### (2) 年次報告書の作成・公表

本市の環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本条例第10条の規定に基づき、本計画の施策・事業の進捗管理や目標達成状況などを取りまとめた年次報告書を作成し、公表します。

## 6 指標の達成状況

平成30年度における目標値の設定のある項目の評価結果は、31項目のうち、13項目(41.9%)で目標の達成となりました。

目標の達成には至らないが、数値が改善している項目が7項目、横ばいの項目が7項目あり、目標達成に向けてさらなる取組の推進が求められています。

| 評 価               | 指標数 |
|-------------------|-----|
| ◎ 目標を達成している。      | 13  |
| ↑ 前年度比で数値が改善している。 | 7   |
| → 前年度比で数値が横ばいである。 | 7   |
| ↓ 前年度比で数値が悪化した。   | 2   |
| 評価できない。           | 2   |

| 環境分野           | 評 価 |   |   |   |      |
|----------------|-----|---|---|---|------|
|                | ◎   | ↑ | → | ↓ | できない |
| 1 低炭素社会の構築     |     | 2 |   |   |      |
| 2 循環型社会の構築     | 1   | 3 |   |   |      |
| 3 安全な生活環境の確保   | 11  |   | 4 | 1 |      |
| 4 自然共生社会の構築    | 1   |   | 2 |   | 2    |
| 5 協働による環境保全の取組 |     | 2 | 1 | 1 |      |

| 環境分野         | 環境項目  | 指標  | 目標年度  | 平成30年度の実績値  | 評価 | 課所室     |
|--------------|---|---|-------|---|----|---------|
| 1 低炭素社会の構築   | 地球温暖化対策の推進  | 秋田市地球温暖化対策実行計画の取組指標<br>温室効果ガス純排出量の削減率（平成17年度比）<br>⇒10%削減                                      | 令和2年度 | 平成27年度（統計上の最新値）＝3,663千t-CO <sub>2</sub><br>（平成17年度比3.2%増、対前年度比で4.2%減）   | ↑  | 環境総務課   |
|              | 持続可能なエネルギー利用への転換  | 住宅用太陽光発電システム設置延べ件数<br>⇒2,414件   | 令和2年度 | 1,814件  | ↑  | 環境総務課   |
| 2 循環型社会の構築   | 廃棄物の発生抑制・再利用と資源の好循環                                       | 秋田市一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成<br>市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量<br>（資源化物を除く。）<br>⇒約480 g                         | 令和7年度 | 505g/人・日  | ↑  | 環境都市推進課 |
|              | 環境の適正処理の推進  | 秋田市一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成<br>事業系ごみ排出量<br>⇒約41,000 t<br>秋田市一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成<br>リサイクル率<br>⇒約38% | 令和7年度 | 42,921 t  | ↑  | 環境都市推進課 |
| 3 安全な生活環境の確保 | 廃棄物の適正処理の推進   | 秋田市一般廃棄物処理基本計画の取組指標<br>最終処分場への埋立量（平成25年度（3,375 t）比）<br>⇒約10%削減                                | 令和7年度 | 2,803 t   | ◎  | 環境都市推進課 |
|              | 大気環境の保全   | 大気汚染に係る環境基準の達成<br>（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントおよび微小粒子状物質）                             |       | 大気環境基準を概ね達成していたが、一部達成できなかった。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化硫黄 1日平均値の2%除外値 0.003ppm</li> <li>一酸化炭素 1日平均値の2%除外値 0.5ppm</li> <li>浮遊粒子状物質 1日平均値の年間2%除外値 0.039mg/m<sup>3</sup></li> <li>二酸化窒素 1日平均値の年間98%値 0.013ppm</li> <li>光化学オキシダント 1時間値の最高値 0.096ppm<br/>年平均値 0.036ppm</li> <li>微小粒子状物質 1年平均値 11.6μg/m<sup>3</sup><br/>1日平均値の年間98%値 31.4μg/m<sup>3</sup></li> </ul> | →  | 環境保全課   |
|              | 有害大気汚染物質に係る環境基準の達成<br>（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン） |   |       | 大気環境基準を達成していた。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>ベンゼン 年平均値 0.00093mg/m<sup>3</sup></li> <li>トリクロロエチレン 年平均値 0.000036mg/m<sup>3</sup></li> <li>テトラクロロエチレン 年平均値 0.000033mg/m<sup>3</sup></li> <li>ジクロロメタン 年平均値 0.00076mg/m<sup>3</sup></li> </ul>  | ◎  | 環境保全課   |
|              | ダイオキシン類に係る環境基準の達成   |   |       | 年平均値0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup> であり、環境基準を達成していた。   | ◎  | 環境保全課   |

| 環境分野             | 環境項目                  | 指標   | 目標年度  | 平成30年度の実績値  | 評価 | 課所室   |
|------------------|-----------------------|--|-------|---|----|-------|
|                  | 水環境の保全<br>その他の生活環境の保全 | 人の健康の保護に関する環境基準の達成<br>(カドミウム等27項目)                                     |       | 16河川25地点で調査を行い、すべてにおいて環境基準を達成していた。  | ◎  | 環境保全課 |
|                  |                       | 生活環境の保全に関する環境基準の達成<br>(pH等5項目)   |       | 22河川34地点で調査を行い、大腸菌群数が26地点で環境基準を達成できなかった。  | ↓  | 環境保全課 |
|                  |                       | 河川のBODに係る環境基準の達成   |       | 22河川34地点で調査を行い、すべての地点において環境基準を達成していた。   | ◎  | 環境保全課 |
|                  |                       | 海域のCODに係る環境基準の達成   |       | 7地点で調査を行い、すべてにおいて環境基準を達成していた。   | ◎  | 環境保全課 |
|                  |                       | 湖沼のCODに係る環境基準の達成   |       | 4地点で調査を行い、2地点で環境基準を達成できなかった。  | →  | 環境保全課 |
|                  |                       | 地下水に係る環境基準の達成  |       | 平成元年度から市域を1kmメッシュで区切り、5年間で1巡する地下水質測定計画を定め、地下水質調査を行っている。平成30年度は、市内16か所の井戸で調査を行い、調査した井戸で環境基準を達成した。                        | ◎  | 環境保全課 |
|                  |                       | ダイオキシン類に係る環境基準の達成  |       | 河川2地点、海域1地点で調査を行い、すべての地点で環境基準を達成した。<br>・河川 最低値 0.053pg-TEQ/L、最高値 0.46pg-TEQ/L、<br>平均値 0.26pg-TEQ/L<br>・海域 0.041pg-TEQ/L | ◎  | 環境保全課 |
|                  |                       | 水質汚濁事故件数(平成27年度(30件)比)<br>⇒50%削減                                       | 令和9年度 | 事故件数30件<br>(経年で見た場合において増加、減少といった一定の傾向は特に見られない。)   | →  | 環境保全課 |
|                  |                       | 騒音に係る環境基準(住宅地等の一般環境)の達成  |       | 一般環境における昼間および夜間の騒音調査を市内5か所で行い、すべての時間区分で環境基準を達成していた。<br>・一般環境騒音調査 5地点24時間連続<br>・環境基準適合率 昼 100%、夜 100%                    | ◎  | 環境保全課 |
|                  |                       | 自動車騒音に係る要請限度の達成  |       | 主要幹線道路沿いの17か所で昼間および夜間の自動車騒音調査を行い、全調査箇所、全時間帯で要請限度を下回った。  | ◎  | 環境保全課 |
| 道路交通振動に係る要請限度の達成 |                       | 主要幹線道路沿いの10か所で昼間および夜間の交通振動調査を行い、全調査箇所、全時間帯で要請限度を下回っており、人体に感じないレベルであった。 | ◎     | 環境保全課   |    |       |

| 環境分野         | 環境項目                                 | 指 標   | 目標年度                        | 平成30年度の実績値  | 評価    | 課所室   |       |
|--------------|--------------------------------------|---|-----------------------------|---|-------|-------|-------|
| 4 自然共生社会の構築  | ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の達成            | 悪臭に係る苦情件数（平成27年度（14件）比）<br>⇒50%削減           | 令和9年度                       | 公共用地を中心とした一般箇所3か所、発生源周辺3か所で調査を行い、すべての地点で環境基準を達成していた。<br>・一般環境<br>最低値 0.024pg-TEQ/L、最高値 0.033pg-TEQ/L<br>平均値 0.029pg-TEQ/L<br>・発生源周辺<br>最低値 0.088pg-TEQ/L、最高値 5.3pg-TEQ/L<br>平均値 2.7pg-TEQ/L | ◎     | 環境保全課 |       |
|              | 自然環境の保全と活用                           | 悪臭に係る苦情件数（平成27年度（14件）比）<br>⇒50%削減           | 令和9年度                       | 苦情件数21件   | →     | 環境保全課 |       |
|              | 自然環境の保全と活用                           | 市域の緑地等（農用地、森林、原野、水面・河川・水路）の割合<br>⇒83.6%     | 令和2年度                       | 83.3%   | →     | 都市計画課 |       |
|              | 自然とのふれあいの促進                          | 市街化区域内における緑地面積<br>⇒1,877ha                  | 令和9年度                       | 1,854ha   | →     | 公園課   |       |
|              | 生物多様性の保全                             | 市が実施又は支援する自然環境体験活動等の延べ参加者数（年間）<br>⇒1,000人   | 令和9年度                       | 1,018人<br>（環境教室112人、自然環境体験活動促進事業906人）   | ◎     | 環境総務課 |       |
|              | 環境教育・環境学習の推進                         | 生物多様性地域戦略の策定                                | 令和9年度                       | 未策定   |       |       |       |
|              | 環境教育・環境学習の推進                         | ホタルマップ作成時のホタル生息状況調査の報告件数<br>⇒1,500件         |                             | 5年ごとの調査で、平成30年度は実績なし  |       |       |       |
|              | 環境教育・環境学習の推進                         | 市が実施する環境学習講座の開催回数および参加者数（年間）<br>⇒80回、2,800人 | 令和9年度                       | 30回、1,434人  | ↑     | 環境総務課 |       |
|              | 環境教育・環境学習の推進                         | 自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進                    | 自然環境保全市民活動計画の認定団体数<br>⇒10団体 | 令和9年度   | 5団体   | →     | 環境総務課 |
|              | 環境教育・環境学習の推進                         | 全市民者清掃の町内会の参加率<br>⇒75%                      | 令和9年度                       | 61.1%   | ↑     | 環境総務課 |       |
| 環境教育・環境学習の推進 | 「あきた次世代エネルギーパーク」の見学者数（年間）<br>⇒1,400人 | 令和9年度                                       | 1,008人                      | ↓   | 環境総務課 |       |       |

## 7 施策の取組状況

平成30年度における各施策の取組等は、144項目に対して、208の取組等が行われていました。

今後も引き続き、市、事業者および市民が協働して、環境に配慮した取組等を進めていきます。

| 環境分野・項目               | 施策の方向                                  | 項目数 | 取組等 |
|-----------------------|--|-----|-----|
| 環境分野1 低炭素社会の構築        |  |     |     |
| ア 地球温暖化対策の推進          | 施策1 温室効果ガスの排出抑制                        | 8   | 11  |
|                       | 施策2 温室効果ガスの吸収源対策                       | 4   | 6   |
|                       | 施策3 低炭素型都市の実現                          | 3   | 7   |
| イ 持続可能なエネルギー利用への転換    | 施策1 再生可能エネルギーの創出（創エネ）                  | 5   | 5   |
|                       | 施策2 省エネルギーの推進（省エネ）                     | 3   | 4   |
|                       | 施策3 環境への負荷の少ない心豊かな暮らし方への転換（ライフスタイルの変革） | 2   | 3   |
| 環境分野2 循環型社会の構築        |  |     |     |
| ア 廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環 | 施策1 廃棄物の発生抑制・再使用                       | 4   | 4   |
|                       | 施策2 資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築        | 7   | 7   |
| イ 廃棄物の適正処理の推進         | 施策1 廃棄物の適正処理の確保                        | 3   | 3   |
|                       | 施策2 廃棄物処理施設の計画的な整備                     | 2   | 4   |
| 環境分野3 安全な生活環境の確保      |  |     |     |
| ア 大気環境の保全             | 施策1 固定発生源対策の推進                         | 7   | 7   |
|                       | 施策2 移動発生源対策の推進                         | 4   | 10  |
|                       | 施策3 越境汚染の監視                            | 1   | 1   |
| イ 水環境の保全              | 施策1 水質汚濁防止対策の推進                        | 10  | 12  |
|                       | 施策2 生活排水対策の推進                          | 3   | 5   |
|                       | 施策3 水資源の保全と有効利用                        | 3   | 3   |
| ウ その他の生活環境の保全         | 施策1 騒音、振動、悪臭等の対策の推進                    | 12  | 19  |
|                       | 施策2 廃棄物の不適正処理の未然防止                     | 2   | 2   |

| 環境分野・項目                    | 施策の方向                      | 項目数 | 取組等 |
|----------------------------|----------------------------|-----|-----|
| 環境分野4 自然共生社会の構築            |                            |     |     |
| ア 自然環境の保全と活用               | 施策1 豊かな緑の確保                | 7   | 8   |
|                            | 施策2 自然が有する多面的機能の有効活用       | 9   | 9   |
| イ 自然とのふれあいの促進              | 施策1 自然とふれあう場・機会づくりの確保      | 4   | 6   |
|                            | 施策2 都市景観の形成・保全             | 2   | 2   |
|                            | 施策3 自然と歴史的・文化的環境との調和       | 4   | 12  |
| ウ 生物多様性の保全                 | 施策1 生物多様性の状況の把握            | 6   | 9   |
|                            | 施策2 希少種の保全や外来生物等への対策       | 3   | 6   |
| 環境分野5 協働による環境保全の取組         |                            |     |     |
| ア 環境教育・環境学習の推進             | 施策1 環境学習プログラムの整備と機会の充実     | 7   | 11  |
|                            | 施策2 情報の収集と提供               | 4   | 4   |
| イ 自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進 | 施策1 環境に配慮した自主的な活動の促進       | 6   | 7   |
|                            | 施策2 連携した各主体の協働による環境保全活動の推進 | 5   | 17  |
| ウ 地域に根ざした環境共生スタイルの推進       | 施策1 地域の環境特性をいかした魅力の発信      | 4   | 4   |
| 計                          |                            | 144 | 208 |

(1) 環境分野 1 低炭素社会の構築

基本目標 1 恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした便利で活力ある暮らしの実現

ア 地球温暖化対策の推進

施策 1 温室効果ガスの排出抑制

| 施策の内容   | 分野<br>横断  | 取組・事業名         | 平成30年度の実績  | 課所室     |
|---|-----------|----------------|--|---------|
| ① 市域からの温室効果ガスの排出削減目標に向けて、家庭・事業所等における地球温暖化対策についての啓発や情報提供を行います。   | IV        | 地球温暖化対策実行計画の推進 | 市民向け地球温暖化対策講演会（2回）<br>・参加者延べ 90人   | 環境総務課   |
| ② 市の事務事業から排出される温室効果ガス削減の目標を立て、継続的に地球温暖化対策に取り組めます。   |           | エコあきた行動計画      | エコあきた行動計画に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めた。<br>・平成30年度の排出量 102,909t-CO <sub>2</sub><br>（平成25年度比 20.6%削減）  | 環境総務課   |
| ③ 二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素およびフロン類）の排出抑制に向けた対応を行います。  |           | 地球温暖化対策実行計画の推進 | 地球温暖化対策実行計画に基づき、市域の温室効果ガス排出量の削減に努めた。<br>平成27年度の排出量（CO <sub>2</sub> 換算値）<br>・メタン 52千t-CO <sub>2</sub> （平成17年比 14.8%削減）<br>・一酸化二窒素 109千t-CO <sub>2</sub> （平成17年比 395%増加）<br>・フロン類 35千t-CO <sub>2</sub> （平成17年比 150%増加） | 環境総務課   |
| ④ 公用車について、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出がより少ない次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車など）への代替を推進します。 |           | 次世代低公害車導入事業    | 公用車を更新する際に、電気自動車4台およびプラグインハイブリッド車1台を購入した。  | 財産管理活用課 |
|   |           | 低公害車導入、普及      | 特殊車両を除いて算出した低公害車保有率は、平成29年度末時点では71.7%（205台/286台）であったが、平成30年度末時点では77.3%（201台/260台）と上昇している。  | 環境総務課   |
| ⑤ 環境にやさしい運転（エコドライブ）の普及啓発を行います。  |           | エコドライブ講習会      | エコドライブ講習会を開催した。<br>・開催日 5月19日（土）<br>・場 所 秋田県警察運転免許センター<br>・参加者 20人   | 環境総務課   |
| ⑥ 自転車の利用や、自動車からバスや鉄道などの公共交通機関への利用転換など、移動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制についての啓発を行います。                             | IV        | あきエコどんどんプロジェクト | アクションメニュー「モビリティシフト」により、自転車の利用や自動車から公共交通機関への利用転換を促した。   | 環境総務課   |
|   |           | 秋田市ノーマイカーデー    | スマホ版バス案内サービスのバス情報提供の充実、秋田市ノーマイカーデーによる啓発を行った。   | 交通政策課   |
| ⑦ 環境にやさしい通勤手段への転換を図るため、啓発キャンペーンを行います。   |           | 秋田市ノーマイカーデー    | 毎月第4金曜日をノーマイカーデーとして、庁内放送や広報により、徒歩や自転車、公共交通機関を利用した通勤への転換を呼びかけた。<br>平成30年10月実績（重点実施月）<br>・ノーマイカーデー参加者 357人<br>・早起き時差出勤参加者 330人   | 交通政策課   |
| ⑧ 輸送に伴う二酸化炭素排出抑制の観点（フードマイレージの低減）から、地場産農産物・地域特産品の市内流通を促進します。   | II<br>III | 地産地消推進店の認定     | 地産地消推進店の認定を行った。  | 産業企画課   |
|   |           | 地産地消推進事業       | 秋田駅東西連絡自由通路において直売会を開催した。<br>・秋田駅ぼぼろーど水曜日 12回   | 産業企画課   |

## 施策2 温室効果ガスの吸収源対策

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名              | 平成30年度の実績   | 課所室     |
|--|----------|---------------------|---|---------|
| ① 二酸化炭素の吸収源対策として、森林の整備や緑地の保全を図るとともに市街地等の緑化を推進します。          |          | 森林整備地域活動支援事業        | <p>林業事業者等による森林情報の収集活動や、森林所有者等による施業実施区域の明確化作業等の地域活動を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備地域活動支援交付金<br/>森林施業に必要な地域活動に対して交付金を交付</li> <li>対象地区 6地区 面積 300ha</li> </ul>                  | 農地森林整備課 |
|  |          | 道路緑化整備事業            | <p>街路樹の維持管理として、8,971㎡の植樹帯の除草を実施したほか、1,425本の高木選定ならびにツツジ等の冬囲いを実施するとともに街路樹欠損木の補植38本、通行の安全確保のため、街路樹根上がり補修を36か所実施した。なお、本事業の予算確保から事業実施まで、すべて各市民サービスセンターにおいて実施している。</p>                                    | 道路維持課   |
|  |          | 吸収源対策公園緑地事業         | <p>地球温暖化対策の一層の促進を図るため、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の再整備を実施するもので、平成30年度は、牛島西二丁目第二街区公園および川口街区公園の再整備を実施した。</p>   | 公園課     |
| ② 環境マネジメントシステムの啓発や事業者による取得支援を行います。                         |          | 事業者向けの省エネ対策等に関する説明会 | <p>省エネ説明会を実施した（一部秋田県、あきた省エネプラットフォーム共催）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者 156社200人</li> </ul>  | 環境総務課   |
| ③ 森林の生産性向上と公益的機能の向上のため、間伐および間伐材の一部を木質バイオマスとして活用することを促進します。 |          | 森林環境保全整備事業          | <p>間伐の促進を図るため森林組合等が行う間伐事業費の一部を助成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>間伐事業費の助成 森林組合数 1団体<br/>(秋田中央森林組合)</li> <li>事業量 17か所 273.28ha</li> </ul>  | 農地森林整備課 |
| ④ 森林施業の集約化や路網整備など効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを支援します。                |          | 林業専用道（規格相当）整備事業     | <p>第Ⅱ期秋田地区高能率生産団地に係る路網整備として、秋田地域振興局森づくり推進課が3路線の整備を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柳林線 延長818m 幅員3.5m 雄和種沢</li> <li>女夫石線 延長660m 幅員3.5m 山内</li> <li>松沢線 延長460m 幅員3.5m 太平八田</li> </ul> | 農地森林整備課 |

### 施策3 低炭素型都市の実現

| 施策の内容   | 分野<br>横断 | 取組・事業名           | 平成30年度の実績   | 課所室   |
|---|----------|------------------|---|-------|
| ① 集約型都市構造（コンパクトシティ）の実現に向けた市街化の抑制と土地利用の誘導を行います。        | IV       | 届出制度の運用          | コンパクトシティ形成の一環として、各地域の拠点に定めた誘導区域に住宅や施設を緩やかに誘導するため、誘導区域外での住宅や施設の開発・建築行為に対する届出制度の運用を行った。<br>・住宅の届出 29件、施設の届出 7件  | 都市計画課 |
| ② 建築物の環境性能向上を図るため、省エネルギー化や高断熱化についての啓発や情報提供、取組支援を行います。 | IV       | 中小企業等省エネ促進事業     | （一財）省エネルギーセンターの実施する省エネルギー診断により改善提案を受けた事案について、省エネ対策費の一部を補助することにより、市域の温室効果ガス排出量の削減を図った。<br>・補助金交付件数 47件<br>CO <sub>2</sub> 削減量 505 t-CO <sub>2</sub> /年 | 環境総務課 |
| ③ 円滑な道路交通を実現するため、交通網の整備を行います。                         | IV       | 道路改良事業           | 安全で快適な道路環境への改善を図るため、道路の拡幅・線形・隅切等の改良を実施した。   | 道路建設課 |
|   |          | 地方バス路線維持対策事業     | 生活バス路線の維持のため、運行維持が困難な赤字バス路線への補助を行った。  | 交通政策課 |
|   |          | バス交通総合改善事業       | 郊外部における不採算バス路線の廃止代替交通として秋田市マイタウン・バス西部線、北部線・笹岡線、南部線、東部線を継続運行した。  | 交通政策課 |
|   |          | 中心市街地循環バス運行事業    | 秋田駅周辺とエリアなかいちで創出された賑わいを中心市街地全体に波及させるため、中心市街地循環バスを継続運行した。  | 交通政策課 |
|   |          | 泉・外旭川新駅（仮称）等整備事業 | 泉・外旭川地区への新駅設置に向け、基本設計、実施設計のほか、新駅整備に支障となる施設の一部について移設を行った。  | 交通政策課 |

## イ 持続可能なエネルギー利用への転換

### 施策1 再生可能エネルギーの創出（創エネ）

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名                        | 平成30年度の実績   | 課所室      |
|--|----------|-------------------------------|---|----------|
| ① 太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーへの理解を増進するため、「あきた次世代エネルギーパーク」を活用し、啓発や情報提供を行います。 | II       | あきた次世代エネルギーパーク                | 市民向け施設見学会などを実施し、新エネルギーに対する理解の向上と普及促進を図った。<br>・見学者 59団体 1,008人   | 環境総務課    |
| ② 住宅や事業所での太陽光発電設備や小型風力発電設備、バイオマスなどの活用について取組支援を行います。                      | II       | 再生可能エネルギー導入支援事業（スマートシティ創エネ事業） | 住宅用太陽光発電システムおよびペレットストーブの導入に対し、補助を行い再生可能エネルギーの普及を図った。<br>住宅用太陽光発電システム<br>・補助件数 137件<br>・総最大出力 792.48kW<br>・補助金額 13,235千円<br>ペレットストーブ<br>・補助件数 28件<br>・補助金額 5,552千円 | 環境総務課    |
| ③ 太陽熱や地中熱、小水力、雪氷冷熱その他の再生可能エネルギーの活用について調査・研究を行います。                        |          | 再生可能エネルギーの推進                  | 秋田県自然エネルギー開発協会や秋田県農業水利施設活用小水力等発電推進協議会等を通じ、情報収集に努めた。   | 環境総務課    |
| ④ 廃棄物処理施設において廃棄物の焼却熱を利用した発電を行います。  |          | 廃棄物発電                         | 1、2号溶融炉による発電量 41,152,530kWh<br>平成30年度 売電収入 198,669,048円<br>(税込み)  | 総合環境センター |
| ⑤ バイオマスなどの環境関連技術の開発や、環境関連産業の振興に努めます。                                     | II       | 未利用木質バイオマス活用支援事業              | 架線系集材システムに対して補助を行った。<br>・補助件数 1機<br>・補助金額 7,580千円   | 環境総務課    |

### 施策2 省エネルギーの推進（省エネ）

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名                     | 平成30年度の実績   | 課所室   |
|--|----------|----------------------------|---|-------|
| ① 事業所等での省エネルギー診断や、事業所や店舗等の照明設備や空調設備などの高効率化に対する情報提供などを行います。 | II       | 事業者向けの省エネ対策等に関する説明会        | 省エネ説明会を実施した（一部秋田県、あきた省エネプラットフォーム共催）。<br>・参加者 156社200人           | 環境総務課 |
| ② 公共施設の整備に当たっては、省エネルギー型の設備・機器の率先導入およびエネルギー使用の見える化に努めます。    |          | 情報統合管理基盤運用経費（スマートシティ省エネ事業） | 情報統合管理基盤の運用継続によるエネルギー使用状況の可視化と、更なる省エネに向けた取組として、省エネ支援業務の委託を行った。  | 環境総務課 |
| ③ グリーン購入を推進します。  |          | 秋田市役所環境配慮行動計画              | 年間を通して、エコあきた行動計画に基づき、グリーン購入・グリーン調達を推進した。<br>四半期ごとに実績について報告を受けた。 | 環境総務課 |
|  |          | 秋田市役所環境配慮行動計画              | 用品調達基金により購入している事務用品のうち、グリーン購入法の対象となる物品については、グリーン購入法適合品とした。      | 契約課   |

### 施策3 環境への負荷の少ない心豊かな暮らし方への転換（ライフスタイルの変革）

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名                  | 平成30年度の実績   | 課所室          |
|--|----------|-------------------------|---|--------------|
| ① 将来の環境制約下においても、持続可能な心豊かな暮らしを実現するための政策や事業を立案できる人材の育成に努めます。   |          | 未来の暮らし創造事業（ライフスタイル変革事業） | 将来の環境制約下においても、持続可能な心豊かな暮らしを実現するための政策や事業を立案できる人材の育成のため、松くい虫の被害で枯れた松材を使った炭づくり体験イベントを開催した。 | 環境総務課        |
| ② 新たなライフスタイルを実践するモデル地域を設定し、地域おこし協力隊員、地域住民および事業者と連携したイベントの開催、ビジネスモデルの創出等を通じて、眠っている地域資源を活用した心豊かな暮らし方を内外にPRします。 | II<br>IV | 未来の暮らし創造事業（ライフスタイル変革事業） | 秋田市下新城をモデル地域とし、松くい虫の被害で枯れた松材を使った炭づくり体験イベントを開催した。<br>・参加者 22人                            | 環境総務課        |
|  |          | 未来の暮らし創造事業（ライフスタイル変革事業） | 市内各地の眠っている地域資源をフェイスブックで発信し、PRを行った。  | 人口減少・移住定住対策課 |

(2) 環境分野 2 循環型社会の構築

基本目標 2 3Rの推進と資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による快適な暮らしの実現

ア 廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環

施策 1 廃棄物の発生抑制・再使用

| 施策の内容   | 分野<br>横断 | 取組・事業名                          | 平成30年度の実績  | 課所室     |
|---|----------|---------------------------------|--|---------|
| ① 秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量化に向けた取組を推進します。   |          | 一般廃棄物処理基本計画の策定、管理               | 平成27年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、目標達成に向けた個別施策を関係課所室で実施するとともに、個別施策の実施状況を取りまとめ、その内容について、廃棄物減量等推進審議会から意見をもらい、令和元年度以降の施策に反映させた。           | 環境都市推進課 |
| ② 廃棄物の減量に向け、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進します。このうち、2R（リデュース、リユース）について優先的に取り組みます。 |          | ごみ減量対策事業（家庭ごみ減量・分別啓発事業）         | 2Rにつながるマイバッグ利用を啓発するため、市民が多く集まる市場まつり等に出向き、キャンペーン等を行ったほか、食品ロス削減につながる発生抑制行動（食べきりや使い切り、適正調理等）について情報提供する等、様々な機会を捉え、市民にわかりやすく伝えるよう努めた。 | 環境都市推進課 |
| ③ 市民や事業者に対し、2R（リデュース、リユース）に関する意識の啓発に努めます。   | I        | ごみ減量対策事業（家庭ごみおよび事業系ごみ減量・分別啓発事業） | 食べ残しをなくして食品ロスを削減するため、事業所には「もったいないアクション協力店」の加入を呼びかけ、来店する市民が目にする位置にポスターやポップの設置をお願いすることで、事業者と市民双方に効果もたらすことができるよう働きかけた。              | 環境都市推進課 |
| ④ ごみの分別および出し方についての更なる周知や徹底に努めます。  |          | ごみ減量対策事業（家庭ごみ減量・分別啓発事業）         | 「ごみの分け方出し方手引き」を2019年（平成31年）3月に改訂し、全戸配布した。  | 環境都市推進課 |

## 施策2 資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名                   | 平成30年度の実績  | 課所室      |
|--|----------|--------------------------|--|----------|
| ① 秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源化物の再生利用に向けた取組を計画的に推進します。        |          | 一般廃棄物処理基本計画の策定、管理        | 平成27年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、目標達成に向けた個別施策を関係課所室で実施するとともに、個別施策の実施状況を取りまとめ、その内容について、廃棄物減量等推進審議会から意見をもらい、令和元年度以降の施策に反映させた。   | 環境都市推進課  |
| ② リサイクルプラザや溶融施設などで資源化物の適正処理に努めます。                      |          | 資源化物の適正処理                | 容器包装リサイクル法に基づく、資源化物の特定事業者への引渡し量<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・びん無色 831,740kg</li> <li>・びん茶色 747,060kg</li> <li>・びんその他 624,280kg</li> <li>・PET 937,470kg</li> </ul> 資源化量<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・缶 スチール 288,950kg</li> <li>・缶 アルミ 534,760kg</li> <li>・乾電池 14,600kg</li> </ul> | 総合環境センター |
| ③ 地域や市民団体等の協力を得て、家庭系ごみの分別や再生利用を促進します。                  | I        | ごみ減量対策事業（家庭ごみ減量・分別啓発事業）  | 地域のコミュニティづくりにも寄与する資源集団回収事業を広く周知するため、町内会全班にチラシを回覧したほか、広報あきた6月1日号の特集ページや月刊αクラスのコラム掲載等を活用した。  | 環境都市推進課  |
| ④ 事業系ごみの再生利用の取組を促進します。                                 |          | ごみ減量対策事業（事業系ごみ減量・分別啓発事業） | 平成30年度は、162事業所（多量排出事業者118者、一般事業者44者）を訪問し、調査・指導により、事業系一般廃棄物の分別・再資源化を図った。  | 環境都市推進課  |
| ⑤ 事業者および市民に対し、グリーン購入の拡大を啓発します。                         |          | 環境配慮行動の周知                | 秋田市環境基本計画および秋田市地球温暖化対策実行計画のホームページへの掲載により、環境配慮行動の周知を図った。  | 環境総務課    |
| ⑥ 廃棄物を処理するに当たっては、焼却熱を利用した廃棄物発電を行うなど、エネルギーの回収に努めます。     |          | 廃棄物発電                    | 1、2号溶融炉による発電量 41,152,530kWh<br>平成30年度 売電収入 198,669,048円<br>(税込み)   | 総合環境センター |
| ⑦ 使用済小型電子機器等を分別回収し、機器等に含まれるレアメタルをはじめとした有用金属の再生利用に努めます。 |          | 使用済小型家電の分別収集             | 公共施設やスーパー等の45か所で使用済小型家電の拠点回収を実施し、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に規定する再資源化事業者に引き渡した。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度排出量 21 t</li> </ul>  | 環境都市推進課  |

## イ 廃棄物の適正処理の推進

### 施策1 廃棄物の適正処理の確保

| 施策の内容   | 分野<br>横断 | 取組・事業名           | 平成30年度の実績   | 課所室     |
|---|----------|------------------|---|---------|
| ① 秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の適正処理を進めます。                 |          | 廃棄物の適正処理         | 秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づくごみの収集および処分を実施した。<br>・平成30年度排出量 117,126 t  | 環境都市推進課 |
| ② ごみの効率的な収集および運搬の体制整備を行います。                         |          | ごみの収集・運搬業務       | 家庭ごみ等の収集・運搬については、市内を6区域に分けて、それぞれを民間事業者へ委託し、また、資源化物と粗大ごみ等の収集・運搬については、秋田市総合振興公社へ専門的にその業務に当たらせ、遅滞と遺漏のないように努めた。 | 環境都市推進課 |
| ③ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づき、水銀含有ごみの適切な分別収集および処分を行います。 |          | 水銀含有ごみの分別収集および処分 | ごみ集積所から月2回、水銀含有ごみの分別収集を実施し、公益財団法人全国都市清掃会議から指定を受けた事業者へ引き渡した。<br>・平成30年度排出量 16 t                              | 環境都市推進課 |

### 施策2 廃棄物処理施設の計画的な整備

| 施策の内容                                   | 分野<br>横断 | 取組・事業名             | 平成30年度の実績  | 課所室      |
|---|----------|--------------------|--|----------|
| ① 本市の廃棄物処理施設や最終処分場などの施設整備を計画的に推進します。    |          | 溶融施設排ガス設備改修事業      | 新たに設定された水銀の排出規制に対応するための設備改修を実施した。<br>・事業費 127,532千円                      | 総合環境センター |
|   |          | 旧焼却施設補修等事業         | 溶融施設の補完施設としてごみピットの機能を維持するため、旧焼却施設の受変電設備の改修および煙突の補修を実施した。<br>・事業費 2,873千円 | 総合環境センター |
|   |          | 最終処分場排水処理施設大規模改修事業 | 施設の主要機器の経年劣化に伴い、平成30年度から令和元年度までの大規模改修2か年計画の1年目を実施した。<br>・事業費 87,569千円    | 総合環境センター |
| ② し尿処理施設の今後の処理見込み量を踏まえた効率的な管理・運営を推進します。 |          | し尿処理施設の運営          | 処理量<br>・し尿 15,204 kL<br>・浄化槽汚泥 21,620 kL<br>・事業費 163,521千円               | 総合環境センター |

(3) 環境分野3 安全な生活環境の確保

基本目標3 穏やかで心地よい環境によって支えられる安全な暮らしの実現

ア 大気環境の保全

施策1 固定発生源対策の推進

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名           | 平成30年度の実績  | 課所室   |
|--|----------|------------------|--|-------|
| ① 大気環境の保全に関する啓発を行います。  |          | 大気・水質等<br>環境保全事業 | <p>広報あきた、ラジオ、ホームページおよびSNS（メール、ツイッター、フェイスブック）等の媒体を通じて大気環境保全に関する情報（稲わら焼却禁止やPM2.5に関する注意喚起）を発信するとともに、秋田県条例における稲わら燃焼禁止期間には、チラシ配布ならびに巡回パトロールによる啓発活動を実施した。</p> <p>市内における平成29年度環境調査等の結果をまとめた報告書として「秋田市の環境」を発行し、環境基準の達成状況等を周知するとともに、公害苦情発生状況等の過年度比較について情報共有を図り、環境保全意識の醸成に努めた。</p>   | 環境保全課 |
| ② 大気汚染につながる焼却炉や発電設備などの自主的な管理の徹底を促進します。                               |          | 大気・水質等<br>環境保全事業 | <p>市内における大規模な工場等と締結している公害防止協定に基づく測定値等の定期的な報告等を通じて、適正な運転管理の徹底を促した。</p>  | 環境保全課 |
| ③ 環境監視情報システムにより市内の大気環境を把握し、測定データを公開するとともに、必要に応じて見直しを行い、監視体制の充実を図ります。 |          | 大気・水質等<br>環境保全事業 | <p>市内10局の大気測定局で大気汚染物質の常時監視を行った結果、光化学オキシダント、非メタン炭化水素を除く5項目（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素および微小粒子状物質）で、大気環境基準又は指針値を達成していた。</p> <p>測定機器の更新（山王局の二酸化硫黄・浮遊粒子状物質計および上新城局の風向風速計）を行った。</p>   | 環境保全課 |
| ④ 大規模な工場に対して、環境監視情報システムによる監視体制を整備します。                                |          | 大気・水質等<br>環境保全事業 | <p>秋田県と連携しながら、大規模な工場から排出されるばい煙や排水について、テレメータを設置し、常時監視している。</p> <p>・設置工場 秋田製錬、アルフレッサファインケミカル、東北電力秋田火力、日本製紙</p>   | 環境保全課 |
| ⑤ 大気中のダイオキシン類、アスベストおよび有害大気汚染物質のモニタリングを行います。                          |          | 大気・水質等<br>環境保全事業 | <p>大気2か所（年4回）、河川の水質と底質2か所、海域の水質と底質1か所、地下水1か所、土壌4か所で調査を行った。いずれも環境基準を達成していた。</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設を設置している2工場・事業所を立入検査し、ダイオキシン類の測定を行った結果、全ての施設の各項目において、排出（処理）基準に適合していた。</p> <p>アスベストについては、市内3か所で春秋に測定を行い、全ての地点において総繊維数濃度が1リットル当たり1本未満となり、世界保健機関の環境保健クライテリアと比べて十分低い濃度となった。</p> <p>有害大気汚染物質については、市内2か所で測定を行い、全ての地点の各項目において環境基準を達成していた。</p> | 環境保全課 |

| 施策の内容                                     | 分野<br>横断 | 取組・事業名           | 平成30年度の取組実績   | 課所室   |
|---|----------|------------------|---|-------|
| ⑥ 工場・事業場に対し、排出基準の遵守を徹底させます。               |          | 大気・水質等<br>環境保全事業 | 公害関係法令等に基づき届出の審査、立入検査および指導を行い、規制基準の遵守を徹底させた。<br>・法対象施設の立入調査 7工場・事業場<br>・特定粉じん排出等作業の立入調査 40件 | 環境保全課 |
| ⑦ 必要に応じて公害防止協定を締結し、又は見直し、環境への負荷の低減を促進します。 |          | 公害防止協定の締結と運用     | 公害防止協定に基づき、協定値の遵守と適正な運転管理を求めるとともに、測定値等の報告を求めた。設備等の廃止による環境負荷の低減を公害防止協定に反映させた。                | 環境保全課 |

## 施策2 移動発生源対策の推進

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名           | 平成30年度の実績  | 課所室               |
|--|----------|------------------|--|-------------------|
| ① 環境に配慮した運転（エコドライブ）、自転車の利用、自動車からバス・鉄道などの公共交通機関への利用転換などを促進します。                    |          | エコドライブ講習会        | エコドライブ講習会を開催した。<br>・開催日 5月19日(土)<br>・場 所 秋田県警察運転免許センター<br>・参加者 20人   | 環境総務課             |
|  |          | 秋田市ノーマイカーデー      | 毎月第4金曜日をノーマイカーデーとして、市内放送や広報により、徒歩や自転車、公共交通機関を利用した通勤への転換を呼びかけた。<br>平成30年10月実績（重点実施月）<br>・ノーマイカーデー参加者 357人<br>・早起き時差出勤参加者 330人 | 交通政策課             |
| ② 大気環境にやさしい次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車など）の普及を促進します。 | IV       | 次世代低公害車導入事業      | 公用車を更新する際に、電気自動車4台およびプラグインハイブリッド車1台を購入した。  | 財産管理活用課           |
|  |          | 低公害車導入、普及        | 特殊車両を除いて算出した低公害車保有率は、平成29年度末時点では71.7%（205台/286台）であったが、平成30年度末時点では77.3%（201台/260台）と上昇している。                                    | 環境総務課             |
| ③ 道路交通の円滑化を図るため交通量などを把握し、その情報を提供します。   |          | 中心市街地歩行者自転車通行量調査 | 中心市街地11か所において、中学生以上を対象とした歩行者・自転車通行量調査を実施し、ホームページに結果を公表した。<br>・日時 7月22日（日）および23日（月）<br>10:00～19:00                            | 都市総務課             |
| ④ 渋滞をなくし道路交通の円滑化を図るため、道路整備などによる交通環境を改善します。                                       | IV       | 道路改良事業           | 11路線、延長1,450mの道路改良工事を実施した。   | 道路建設課             |
|  |          | 幹線道路整備事業・街路事業    | 外旭川新川線（寺内工区）および秋田環状線（牛島駅前工区）において、用地取得、建物補償、道路工事などを実施した。また、泉外旭川線については、支障物件移設補償などを実施した。千秋久保田町線については、支障物件移設補償、道路工事などを実施した。      | 道路建設課             |
|  |          | 泉・外旭川新駅（仮称）等整備事業 | 泉・外旭川地区への新駅設置に向け、基本設計、実施設計のほか、新駅整備に支障となる施設の一部について移設を行った。   | 交通政策課             |
|  |          | 秋田駅東地区土地区画整理事業   | 18路線の道路築造工事を実施した。  | 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所 |
|  |          | 秋田駅西北地区土地区画整理事業  | 6路線の道路築造工事を実施した。   | 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所 |

### 施策3 越境汚染の監視

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名           | 平成30年度の実績   | 課所室   |
|--|----------|------------------|---|-------|
| ① 環境監視情報システムにより市内の大気環境を把握し、測定データを公開するとともに、必要に応じて見直しを行い、監視体制の充実を図ります。 |          | 大気・水質等<br>環境保全事業 | 市内10局の大気測定局で大気汚染物質の常時監視を行った結果、光化学オキシダント、非メタン炭化水素を除く5項目（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素および微小粒子状物質）で、大気環境基準又は指針値を達成していた。<br>測定機器の更新（山王局の二酸化硫黄・浮遊粒子状物質計および上新城局の風向風速計）を行った。 | 環境保全課 |

## イ 水環境の保全

### 施策1 水質汚濁防止対策の推進

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名       | 平成30年度の実績   | 課所室   |
|--|----------|--------------|---|-------|
| ① 水環境の保全に関する啓発を行います。                               |          | 環境保全対策管理事業   | 油漏れ事故防止に関する啓発を行った。<br>(ラジオ(2回)、広報テレビ、広報あきた、さきがけ広報板)   | 環境保全課 |
| ② 河川、海域(海水浴場を含みます。)、湖沼および地下水の調査を定期的実施し、水質の把握に努めます。 |          | 河川の水質調査      | 人の健康の保護に関する項目については、調査を行なった15河川、25か所すべてにおいて環境基準を達成していた。また、生活環境の保全に関する項目では、調査を行なった22河川、34か所において、大腸菌群数が26か所で環境基準を達成できなかった。   | 環境保全課 |
|  |          | 海の水質調査       | 地先海域と海水浴場の水質調査を行った。<br>・秋田市地先海域および秋田港7か所<br>結果 人の健康の保護に関する項目および生活環境の保全に関する項目(延べ777項目)では、全調査地点で環境基準を達成していた。<br>・3海水浴場(下浜、桂浜、浜田)のそれぞれ2か所<br>結果 浜田海水浴場は開設前が水質B、開設中が水質Aであった。桂浜、下浜海水浴場は開設前が「水質が良好な水浴場」と判定される水質A、水質AA、開設中がともに水質Bであった。 | 環境保全課 |
|  |          | 地下水の水質調査     | 地下水質測定計画に基づき、25井戸において調査を行った(内訳 概況調査16、継続監視9)。<br>継続監視調査を実施した9井戸において、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素が2井戸で、トリクロロエチレンおよびテトラクロロエチレンが1井戸で環境基準を達成できなかった。<br>その他は、環境基準を達成していた。  | 環境保全課 |
| ③ 大規模な工場に対して、環境監視情報システムによる監視体制を整備します。              |          | 大気・水質等環境保全事業 | 秋田県と連携しながら、大規模な工場から排出されるばい煙や排水について、テレメータを設置し、常時監視している。<br>・設置工場 秋田製錬、アルフレッサファインケミカル、東北電力秋田火力、日本製紙   | 環境保全課 |
| ④ ダイオキシン類による汚染状況について調査を行います。                       |          | 有害化学物質対策事業   | 公共用水域の水質および底質調査を河川2か所(新波川、旭川下流)、海域1か所(下浜沖2km)で実施した結果、全箇所ダイオキシン類の環境基準を達成していた。また、地下水の水質調査を1か所(河辺戸島)で実施した結果、ダイオキシン類の環境基準を達成していた。   | 環境保全課 |

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名           | 平成30年度の取組実績   | 課所室   |
|--|----------|------------------|---|-------|
| ⑤ 工場・事業場に対して、排出基準の遵守を徹底させます。                     |          | 大気・水質等<br>環境保全事業 | 公害関係法令等に基づき届出の審査、立入検査および指導を行い、規制基準の遵守を徹底させた。<br>・特定施設設置等届出件数 63件<br>・排水立入検査 62特定事業場延べ 80検体680項目<br>排水が基準に不適合だったのは2事業場で、不適合項目の内訳は水素イオン濃度が2件であった。 | 環境保全課 |
| ⑥ 必要に応じて公害防止協定を締結し、又は見直し、環境への負荷の低減を促進します。        |          | 公害防止協定の締結と運用     | 公害防止協定に基づき、協定値の遵守と適正な運転管理を求めるとともに、測定値等の報告を求めた。設備等の廃止による環境負荷の低減を公害防止協定に反映させた。  | 環境保全課 |
| ⑦ 水質汚濁事故の未然防止と事故時の被害の拡大防止を徹底させます。                |          | 環境保全対策<br>管理事業   | 有害物質使用特定施設について、台帳を整備するとともに、平成29年度に策定した立入り検査計画（3か年計画）に基づき、地下浸透規制等にかかる実態調査を行った。   | 環境保全課 |
| ⑧ 水質汚濁につながる化学物質の自主的な管理の徹底と使用の削減を促進します。           |          | 環境保全対策<br>管理事業   | 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設への立入検査において、有害物質の使用状況等を確認した。   | 環境保全課 |
| ⑨ ゴルフ場に対しては、環境保全協定を適正に運用し、農薬の管理の徹底と使用量の削減を促進します。 |          | 環境保全対策<br>管理事業   | 協定に基づき、農薬の使用実績および使用計画の提出を求めた（7か所）。また、ゴルフ場排水の行政検査を実施した（2か所、6項目）。   | 環境保全課 |
| ⑩ 油流出事故などに対し、迅速に対応できる体制を整備します。                   |          | 大気・水質等<br>環境保全事業 | 環境汚染事故等緊急対応マニュアル（平成28年7月）および雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会において、関係機関相互の連絡体制を整備済み。  | 環境保全課 |

## 施策2 生活排水対策の推進

| 施策の内容   | 分野<br>横断 | 取組・事業名                     | 平成30年度の実績  | 課所室    |
|---|----------|----------------------------|--|--------|
| ① 地域の特性に応じた、公共下水道の整備、農業集落排水施設の整備、浄化槽の普及を推進し、公共用水域の保全およびより快適な生活環境の確保を図ります。 |          | 公共下水道事業                    | 平成30年度末実績<br>・汚水面整備 A=50.9ha<br>・下水道普及率 93.6%<br>・処理可能人口 288,365人<br>(住民基本台帳人口 308,163人) | 下水道整備課 |
|   |          | 農業集落排水事業                   | 砂子淵地区の実施設計委託と飛沢地区の管路接続工事を行った。  | 下水道整備課 |
|   |          | 浄化槽整備推進事業                  | 平成30年度は、浄化槽を2基設置した。  | 下水道整備課 |
| ② 生活排水による水質汚濁を防止するための処理施設の普及と意識の啓発を図ります。                                  |          | 浄化槽整備推進事業                  | 処理施設普及のため、浄化槽整備推進事業として浄化槽を2基設置した。また意識の啓発として、浄化槽整備推進事業のPRを図るため対象者93名に案内文書を送付した。           | 下水道整備課 |
| ③ 水洗化に対する融資あっせんや助成金の交付等を行い、下水道などへの接続を促進します。                               |          | 水洗便所改造<br>資金融資あっせんおよび助成金制度 | 制度利用実績（公共下水道、農業集落排水、市設置浄化槽）<br>・融資あっせん 15件、金額 9,060千円<br>・助成金 186件、金額 5,560千円            | 給排水課   |

### 施策3 水資源の保全と有効利用

| 施策の内容   | 分野<br>横断 | 取組・事業名           | 平成30年度の実績  | 課所室          |
|---|----------|------------------|--|--------------|
| ① 事業者および市民に対し、水の有効利用についての啓発に努めます。             |          | 上下水道教室の開催        | 水道ふれあいフェア<br>・開催日 6月2日<br>・参加者延べ 2,882人<br>夏休み親子水めぐりの旅<br>・開催日 7月29日<br>・参加者 21人<br>・内 容 施設見学、漏水探知体験<br>大人のための上下水道教室<br>・開催日 10月26日<br>・参加者 3人<br>・内 容 施設見学、利き水体験<br>出前上下水道教室 計9回開催<br>・参加者 261人<br>・内 容 応急給水、利き水体験、浄水処理工程など   | 上下水道局<br>総務課 |
| ② 融雪に利用した地下水を、再び地中に戻すなど地下水の保全を図ります。           |          | 消融雪施設整備事業        | 地下水を利用した融雪施設（11か所）の保守管理を実施するなど地下水の保全を図った。  | 道路維持課        |
| ③ 国や秋田県などの関係機関や雄物川流域の自治体等と協力し、良好な水資源の確保を図ります。 |          | 雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会 | 国、県および秋田市を含む流域8市町村で構成する雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会では、雄物川の環境美化や環境保全を図るため、流域一斉のクリーンアップの実施や油流出事故等に関する情報を共有するため、連絡体制の整備・強化を図っている。<br>雄物川流域一斉清掃の実施<br>・実施日 7月22日（日）<br>・場 所 雄物川右岸<br>雄物川水系水質事故緊急措置演習の実施<br>（油類流出事故を想定）<br>・実施日 11月21日（水）<br>・場 所 秋田市仁井田字柳林地内<br>（秋田南大橋上流右岸、古川排水樋門付近） | 環境保全課        |

## ウ その他の生活環境の保全

### 施策1 騒音、振動、悪臭等の対策の推進

| 施策の内容   | 分野<br>横断 | 取組・事業名       | 平成30年度の実績  | 課所室   |
|---|----------|--------------|--|-------|
| ① 家庭生活に伴う騒音および悪臭を防止するための自主的な対策を促進します。               |          | 生活環境保全事業     | 家庭生活に伴う騒音および悪臭を防止するため、助言等を行った。<br>・平成30年度 騒音 3件、悪臭 2件  | 環境保全課 |
| ② 騒音、振動および悪臭の調査を定期的実施し、市域の生活環境の状況把握に努めます。           |          | 生活環境保全事業     | 主要幹線道路沿い17か所および一般環境地域5か所で騒音の調査を実施した。また、主要幹線道路沿い10か所で振動の調査を行った。<br>(調査結果)<br>・道路交通騒音調査<br>全ての時間区分で環境基準を達成したのは15か所、超過したのは2か所であった。なお、全地点で要請限度を下回っていた。<br>・一般環境騒音調査<br>全調査地点、全時間帯で環境基準を達成していた。<br>・道路交通振動調査<br>全調査地点、全時間帯で要請限度を下回っていた。 | 環境保全課 |
| ③ 騒音等の監視設備・機器の充実および調査データの解析の迅速化に努めます。               |          | 生活環境保全事業     | 自動車騒音面的評価システムにより、自動車騒音の評価を行った。   | 環境保全課 |
| ④ 騒音、振動、悪臭等の規制基準の遵守を徹底させ、また、これらの更なる低減に努めるよう啓発を行います。 |          | 生活環境保全事業     | 騒音規制法および振動規制法に基づく以下の届出を受理した。<br>・騒音規制法に基づく届出 48件<br>(設置・廃止・氏名変更等)<br>・振動規制法に基づく届出 19件<br>(設置・廃止・氏名変更等)   | 環境保全課 |
| ⑤ 必要に応じて公害防止協定を締結し、又は見直し、環境への負荷の低減を促進します。           |          | 公害防止協定の締結と運用 | 公害防止協定に基づき、協定値の遵守と適正な運転管理を求めるとともに、測定値等の報告を求めた。設備等の廃止による環境負荷の低減を公害防止協定に反映させた。   | 環境保全課 |
| ⑥ 騒音、振動、悪臭等の防止に関する啓発を行います。                          |          | 生活環境保全事業     | 環境展により、騒音公害の周知を図った。  | 環境保全課 |

| 施策の内容  | 分野<br>横断                        | 取組・事業名  | 平成30年度の実績           | 課所室 |
|--|---------------------------------|---|---------------------|-----|
| ⑦ 建設・土木作業に対して、低公害型の工法や建設機械の導入のほか、適切な工事時間帯の選定や遮音などの対策を促進します。        | 生活環境保全事業                        | 騒音規制法および振動規制法に基づく以下の届出を受理した。<br>・特定建設作業届出<br>騒音規制法に基づく届出 15件<br>振動規制法に基づく届出 10件           | 環境保全課               |     |
|  | 道路工事の環境指導                       | 道路工事に関する許可証や承認証に、騒音、振動等に配慮するよう条件を付している。<br>・道路占用工事許可件数 2,420件<br>・自費工事施工承認件数 98件          | 建設総務課               |     |
|  | 工事の環境対策                         | 施工業者からの施工計画書の提出および打合せ   | 道路建設課               |     |
|  | 公園工事請負業者への徹底                    | 秋田市土木工事共通仕様書に基づき、排出ガス対策型建設機械を使用することを原則とし、併せて騒音、振動等の環境対策に配慮するよう指導している。                     | 公園課                 |     |
|  | 道路築造工事における環境負荷の低減               | バックホウ等の施工機械について、排出ガス対策型とした。<br>コンクリート製品について、秋田県認定リサイクル製品（熔融スラグ入り）を活用した。                   | 秋田駅東地区土地区画<br>整理事務所 |     |
|  | 各種建設・改築事業                       | 主要な建設機械には、排ガス対策型や低騒音型を使用し、生活環境に配慮しながら工事を行った。<br>不断水工法による施工を行い、管路の切断に伴う騒音の低減および夜間作業の削減をした。 | 水道建設課               |     |
|  | 各種建設・改築事業                       | 主要な建設機械には、排ガス対策型や低騒音型を使用し、生活環境に配慮しながら工事を行った。  | 下水道整備課              |     |
| ⑧ 深夜営業の飲食店および店舗に対して、周辺的生活環境へ配慮するよう促します。                            | 生活環境保全事業                        | 深夜営業の飲食店および店舗に対して、周辺的生活環境へ配慮して営業するよう改善指導を行った。<br>・平成30年度 1件                               | 環境保全課               |     |
| ⑨ 農地、公園、街路樹、植栽、ゴルフ場等における農薬の使用を抑制するとともに、使用に当たっては毒性の低いものを優先するよう促します。 | 市ホームページに掲載                      | 住宅地等において農薬を使用する場合、住民等の健康被害が生じないように、適正に使用するよう、市ホームページに掲載し、注意を促した。                          | 農業農村振興課             |     |
|  | 公園等の病害虫の駆除                      | 公園等で発生した病害虫の駆除には、適正に希釈した薬品を使用し、環境保全に努めている。  | 公園課                 |     |
| ⑩ 日照障害、電波障害、光害などを防止するための自主的な対策を促進します。                              | 秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例 | 左記条例に基づく手続の中で、日影図と電波障害を検討した届出を3件、電波障害のみ検討した届出を3件受付し、その内容が適切であることを確認した。                    | 建築指導課               |     |

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名     | 平成30年度の実績   | 課所室   |
|--|----------|------------|---|-------|
| ⑪ P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）の周知を図るとともに、使用している化学物質の適正な取扱いや自主的な管理を促進します。 |          | 環境保全対策管理事業 | P R T R制度の直接的な周知は行っていないが、水質汚濁防止法などに基づく届出や相談の際に、化学物質の保管等について適切な助言を行った。   | 環境保全課 |
| ⑫ ダイオキシン類等の有害化学物質による汚染状況などについて調査を行います。                               |          | 有害化学物質対策事業 | 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれのある物質で、大気汚染の原因となる有害物質については、市内2か所で汚染状況の調査を行った。<br>このうち環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については、環境基準を達成していた。 | 環境保全課 |

## 施策2 廃棄物の不適正処理の未然防止

| 施策の内容                                 | 分野<br>横断 | 取組・事業名        | 平成30年度の実績  | 課所室    |
|---------------------------------------|----------|---------------|--|--------|
| ① 廃棄物処理施設、処理業者および排出事業者に対する監視や指導に努めます。 |          | 廃棄物処理施設等監視・指導 | 立入検査計画に基づき、立入検査を実施した。<br>・立入件数 229件（うち文書指導 3件、口頭指導 65件）  | 廃棄物対策課 |
| ② 不法投棄および野外焼却の未然防止に努めます。              |          | 不法投棄対策        | 林道を中心に10台の移動式監視カメラを設置した。<br>職員、委託、不法投棄監視員によるパトロールを実施した。<br>・職員によるパトロール 231日<br>・委託によるパトロール 200日<br>（早朝 33日、夜間 24日を含む。）<br>・不法投棄監視員によるパトロール（随時）<br>全国ごみ不法投棄監視ウィークの取組<br>・国土交通省秋田河川国道事務所との合同パトロールの実施（5月31日）<br>・環境展への出展（6月2日）<br>不法投棄ゼロ宣言事業を13地区で実施した。<br>・実施地区 金足片田、下新城岩城、上新城道川、山内松原、太平野田、添川、上北手大山田、上北手寺村、下浜名ヶ沢、河辺戸島、河辺杉沢、雄和平尾島、雄和女米木<br>・のぼり旗を40枚提供した。（7地区）<br>広報あきたおよびホームページを活用した啓発を実施した。 | 廃棄物対策課 |

(4) 環境分野 4 自然共生社会の構築

基本目標 4 あきたらしい自然に包まれ、人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現

ア 自然環境の保全と活用

施策 1 豊かな緑の確保

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名                             | 平成30年度の実績   | 課所室          |
|--|----------|------------------------------------|---|--------------|
| ① 緑豊かな都市環境の形成を目指し、市民協働の下、都市緑化の推進および緑化意識の向上に努めます。       | I        | 都市景観形成事業                           | 景観計画区域内における行為の届出(大規模行為)届出総件数101件に対し、審査および指導を行い、その全てに対し景観形成基準に適合する旨の判断をしている。   | 都市計画課        |
|  |          | 緑のまちづくり活動支援基金関係経費                  | 市民等が自ら提案、実践する緑化活動等を支援する「緑のまちづくり活動支援基金」の実施主体である(公財)秋田市総合振興公社に管理運営に要する費用を補助した。<br>平成30年度の同基金による助成実績は、136件2,860,211円である。 | 公園課          |
| ② 秋田市緑の基本計画に基づいて、都市公園の整備に努めます。                         |          | 千秋公園整備事業、都市公園バリアフリー化事業、吸収源対策公園緑地事業 | 緑の拠点づくりとして、都市公園の整備を行うもので、平成30年度は、千秋公園、山王官公庁地、市場西第二街区公園、保戸野八丁街区公園、牛島西二丁目第二街区公園および川口街区公園の整備を実施した。                       | 公園課          |
| ③ 市民のニーズなどを踏まえながら、既存公園・緑地の質の向上を図ります。                   |          | 千秋公園整備事業                           | 千秋公園の市民交流ゾーン整備およびさくら景観整備等を実施した。<br>・進捗率(事業費ベース) 82.1%   | 公園課          |
|  |          | 都市公園バリアフリー化事業                      | 誰でも安全で安心して利用できる公園とするため、バリアフリー化を図るべき公園施設の改修を行い、公園を再整備するもので、平成30年度は山王官公庁緑地、市場西第二街区公園および保戸野八丁街区公園の再整備を実施した。              | 公園課          |
| ④ 公園の設置に当たっては、地域住民の日常的な利用が可能となるような、地域バランスを踏まえた配置に努めます。 |          |                                    | 事例はなかったが、都市計画法に基づく開発行為で設置される公園については、引き続き指導していく。   | 公園課          |
| ⑤ 学校などの公共施設の緑化を推進します。                                  |          | 公立学校施設災害復旧事業                       | 植生マットによる法面の保護(230㎡)を行った。  | 教育委員会<br>総務課 |
| ⑥ 緑地協定などにより、工場や店舗などの敷地内の緑化を促進します。                      |          | 開発許可                               | 3,000㎡以上の区域かつ宅地分譲目的以外の開発行為(1件)<br>医療施設の建築を目的とした開発行為1件に対し、緑地の設置を指導し、許可している。  | 都市計画課        |
| ⑦ 歴史のある樹木、貴重な樹木等を保存樹に指定し、その保全に努めます。                    |          | 景観重要建造物等保存事業                       | 広報およびホームページを活用し、事業PRを行った。   | 都市計画課        |

## 施策2 自然が有する多面的機能の有効活用

| 施策の内容   | 分野<br>横断  | 取組・事業名        | 平成30年度の実績  | 課所室     |
|---|-----------|---------------|--|---------|
| ① 森林の適正な管理および活用に努め、水源涵養機能および防災など市民の生活環境を守る公益的機能の維持を図ります。                            |           | 水と緑の森づくり事業    | 森林環境の保全を図るため、「秋田県水と緑の森づくり税」を活用し、マツ林やナラ林等の枯損木の伐採等を行った。<br>・森林調査 100.07ha、伐倒処理 308.63m <sup>3</sup>                | 農地森林整備課 |
| ② 森林資源としての松林等を保全し、飛砂、風害等から市民生活を守るため、森林病虫害等の防除に努めます。                                 |           | 森林病虫害等防除事業    | 松くい虫被害等により枯れたマツ林やナラ林等において伐倒処理等を行った。<br>・松林伐倒 105.36m <sup>3</sup> 、くん蒸 373.85m <sup>3</sup> 、薬剤散布 4.99ha         | 農地森林整備課 |
| ③ 森林のもつ健康増進効果および生きがいづくり、やすらぎの場としての働きに着目し、森林の新たな活用のあり方を検討します。                        | III       | 森林総合公園        | 森林活用により市民の健康保持のため、森林総合公園の適切な管理に努めた。  | 農地森林整備課 |
| ④ 小中学校の学校給食に、地場産農産物を使用するなど農産物の地産地消を推進します。   | II<br>III | 地産地消推進事業      | 地元食材を使用した給食PR用リーフレットを作成し、市内小中学校へ配布するとともに、栄養教諭など食育に携わる教諭を対象として、生産現場などの視察研修会を行った。                                  | 産業企画課   |
|   |           | まるごと秋田を食べよう給食 | 地場産農産物を給食に取り入れたり、だまこ汁やいものこ汁などの郷土料理を提供したりした。また、秋田の食の豊かさを伝えるリーフレットを作成し、家庭と食育指導について情報の共有化を図った。                      | 学校教育課   |
| ⑤ 自然環境に配慮したため池の整備を推進します。  |           |               | 事例はなかったが、自然環境に配慮した整備に努めていく。  | 農地森林整備課 |
| ⑥ 河川の改修に当たっては、治水・利水機能の向上に努めるとともに、水辺の生きものが生息可能な河川環境を保全します。                           |           | 河川改修事業        | 普通河川古川<br>・河道整備 延長 209m  | 道路建設課   |
| ⑦ 市内の自然環境等を対象に、観光の一環として楽しみながら体験を通じた環境教育・環境学習にもつなげていく、エコツーリズムに係る活動を促進します。            | III       | 自然環境体験活動促進事業  | 市内の豊かな自然を活用した体験教室や自然観察会等を実施する7団体へ交付金を交付した。<br>・参加者 906人  | 環境総務課   |
| ⑧ 継続的な種苗放流の実施等によって、水産資源の維持・回復を図ります。   | II        | 内水面資源維持対策事業   | 稚魚放流事業における稚魚購入に係る経費を助成した。<br>・岩見川および雄物川の資源維持のための稚魚購入費の助成（岩見川漁協、仙北西部漁協）<br>・旭川および新城川の資源維持のための稚魚放流イベントに対する稚魚購入費の助成 | 農業農村振興課 |
| ⑨ 河川や海などが持つ親水機能を高め、豊かな自然の中で水や緑、生きものとふれあうことができる、やすらぎに満ちた水辺空間を創出する市民団体や事業者等の活動を支援します。 | III       | 自然環境保全市民活動計画  | 秋田市自然環境保全条例第14条に規定する、自然環境保全市民活動計画の認定団体に対し、活動の支援を行った。   | 環境総務課   |

## イ 自然とのふれあいの促進

### 施策1 自然とふれあう場・機会づくりの確保

| 施策の内容   | 分野<br>横断 | 取組・事業名       | 平成30年度の実績  | 課所室                    |
|---|----------|--------------|--|------------------------|
| ① 体験学習や自然観察会の実施など、四季折々の自然に親しむ機会の充実を図ります。        | I<br>III | 自然環境体験活動促進事業 | 市内の豊かな自然を活用した体験教室や自然観察会等を実施する7団体へ交付金を交付した。<br>・参加者 906人  | 環境総務課                  |
|   |          | 体験活動機会の充実    | 青少年の健全育成や市民の生涯学習の推進を図るため、各世代が野外活動や集団生活、ものづくりなどを体験する各種事業を実施した。<br>・実施事業数 11、参加者 230人                            | 生涯学習室<br>(太平山自然学習センター) |
| ② 農業体験学習の実施などを検討し、市民と土とのふれあいの機会を創出します。          | III      | 農業体験教室       | 親子参加の農業体験教室を3回開催。田植えやジャガイモなどの収穫、収穫感謝祭等で「食」や「農」の大切さや素晴らしさを学ぶ機会を創出。<br>・参加者 9家族90人                               | 雄和市民サービスセンター           |
|   |          | 都市農村交流促進事業   | 市内都市部と農山村地域との交流を促進するため、農業体験日帰り交流や援農ボランティア事業等を行った。<br>・農業体験日帰り交流 17回、参加者 259人<br>・援農ボランティア事業 登録者 20人、実施延べ人数 90人 | 産業企画課                  |
| ③ ポイ捨てや貴重な植物の不法採取を行わないなど、自然と共生する上でのマナーの徹底を図ります。 |          | 環境配慮行動の周知    | 秋田市環境基本計画のホームページへの掲載により、環境配慮行動の周知を図った。   | 環境総務課                  |
| ④ 雪国ならではの体験学習を実施し、雪との関わりを前向きに捉える機会を設けます。        |          | 環境教室の開催      | 環境教室「森のクラフト」を開催した。<br>・開催日 12月1日(土)<br>・参加者 19人  | 環境総務課                  |

### 施策2 都市景観の形成・保全

| 施策の内容   | 分野<br>横断 | 取組・事業名        | 平成30年度の実績                             | 課所室   |
|---|----------|---------------|---------------------------------------|-------|
| ① 橋りょうの整備や改修に当たっては、地域住民に親しまれるよう周辺の環境に調和したデザイン等の工夫に努めます。 |          | 橋りょう整備事業(新川橋) | 新川橋の架け替えに向けて、下部工(橋台、橋脚)の工事            | 道路建設課 |
| ② 市街地を流れる河川の親水性を高めるための施設整備に努め、気軽に水とふれあえる河川づくりを推進します。    |          | 河川環境整備事業      | 準用河川宝川ほか5河川<br>・護岸整備、河道の浚せつ 延長 5,040m | 道路建設課 |

### 施策3 自然と歴史的・文化的環境との調和

| 施策の内容   | 分野<br>横断 | 取組・事業名       | 平成30年度の実績  | 課所室          |
|---|----------|--------------|--|--------------|
| ① 千秋公園や高清水公園など自然環境と一体となった史跡や景観をいかしたまちづくりを推進します。               | Ⅲ        | 千秋公園整備事業     | 千秋公園再整備基本計画に基づき、胡月池周辺の園路等整備や老木化した桜の更新を実施した。  | 公園課          |
| ② 市民の郷土意識の醸成および文化の振興を図るため、先人から引き継いだ貴重な文化財を後世に継承できるよう、保存に努めます。 |          | 地蔵田遺跡環境整備事業  | 市民の郷土学習の場や地域資源として、史跡の情報発信を行い、市民協働で公開・活用を図った。<br>整備<br>・4月25日～6月4日 3号竪穴住居屋根差し茅補修<br>・6月26日、27日 木柵加工・防腐処理<br>体験イベント<br>・6月2日 弥生体験講座（差し茅・火おこし体験）<br>・6月30日 弥生体験講座（石斧伐採・木柵復元体験）<br>・7月7日 弥生体験講座（土器づくり）<br>・9月29日 学習講座<br>・10月13日 弥生っこ村まつり  | 文化振興課        |
|   |          | 文化財保護活用推進事業  | 文化財保護強調週間（11月1日～7日）関連事業として文化財めぐりを実施した。<br>・実施日 11月8日（木）<br>・参加者 20人<br>文化財防火デー（1月26日）に伴い防火訓練等を実施した。<br>・実施日 1月25日（金）・28日（月）<br>・参加施設・文化財 三浦家住宅、秋田城跡歴史資料館、天徳寺、旧松倉家住宅、旧金子家住宅、旧秋田銀行本店本館、嵯峨家住宅、旧黒澤家住宅、地蔵田遺跡、旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園<br>・参加者 102人 | 文化振興課        |
|   |          | 史跡秋田城跡環境整備事業 | 秋田城跡を単に保護するだけでなく、市民の郷土学習の場・憩いの場として提供するとともに、地域資源として活用するため、遺構の復元や諸施設の整備を行った。<br>・城内東大路の一部の復元整備 39m   | 秋田城跡歴史資料館    |
|   |          | 秋田城跡史跡公園管理事業 | 史跡公園を市民の郷土学習の場・憩いの場として活用するため、公園施設の修繕・草刈り・危険樹木の伐採等を行った。<br>・草刈面積 約20ha、伐採樹木 3本  | 秋田城跡歴史資料館    |
|   |          | 土崎港まつり支援     | 地域資源である伝統行事の伝承・保存を図るため、国指定重要無形民俗文化財の「土崎神明社祭の曳山行事」を中心とする土崎港まつりの開催に当たり、土崎港祭り実行委員会に対し支援した。また、「土崎神明社祭の曳山行事」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことに伴い、土崎港曳山行事伝統伝承会に対して運営支援した。  | 北部市民サービスセンター |

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名       | 平成30年度の実績  | 課所室          |
|--|----------|--------------|--|--------------|
|  |          | 土崎みなと歴史伝承館   | 土崎地区における地域の歴史と文化を伝承し、地域資源を生かした住民主体の人づくり、まちづくりおよびにぎわいづくりを推進するため、施設の管理・運営を指定管理者に委託し、曳山行事の伝承、空襲による被爆体験の継承等を行った。   | 北部市民サービスセンター |
|  |          | 藤倉水源地        | 整備<br>水源地および記念公園を市民の憩いの場として活用するため、公園施設の草刈り、清掃、サクラの樹勢回復を行った。<br>体験イベント<br>・7月29日 夏休み親子水めぐりの旅 21人<br>・10月26日 大人のための上下水道教室 3人   | 上下水道局<br>総務課 |
| ③ 竿燈などの郷土の祭りや伝統行事などを伝承し、保存していくため、郷土意識の醸成を図るとともに、必要な自然や街なみの保全と整備に努めます。                      | III      | 竿燈まつり振興事業    | 国重要無形民俗文化財「竿燈」の保存・振興等を行うとともに、交流人口の増加と地域活性化を図るため、秋田竿燈まつりの開催を支援した。   | 観光振興課        |
| ④ 文化財への理解の促進を図るため、復元整備した建物および発掘調査出土品を広く市民に公開するとともに、文化財に関連した各種講座および体験学習を実施するなど、文化財の活用に努めます。 |          | 文化財保護活用推進事業  | 文化財保護強調週間（11月1日～7日）関連事業として文化財めぐりを実施した。<br>・実施日 11月8日（木）<br>・参加者 20人<br>文化財防火デー（1月26日）に伴い防火訓練等を実施した。<br>・実施日 1月25日（金）・28日（月）<br>・参加施設・文化財 三浦家住宅、秋田城跡歴史資料館、天徳寺、旧松倉家住宅、旧金子家住宅、旧秋田銀行本店本館、嵯峨家住宅、旧黒澤家住宅、地藏田遺跡、旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園<br>・参加者 102人 | 文化振興課        |
|  |          | 羽州街道歴史観光推進事業 | ウォーキングガイドや映像ソフト作成などにより観光ルートの設定や情報発信を行い、歴史をいかした都市の魅力向上を図った。   | 文化振興課        |
|  |          | 秋田城跡公開活用事業   | 秋田城跡を市民の郷土学習の場として活用するため、各種講座・体験学習・情報発信等を行った。<br>・学習講座2回、史跡探訪会（自然観察会）、発掘調査体験教室、パネル展3会場、発掘調査現地説明会、史跡散策会、史跡めぐり、講演会2回  | 秋田城跡歴史資料館    |

## ウ 生物多様性の保全

### 施策1 生物多様性の状況の把握

| 施策の内容   | 分野<br>横断 | 取組・事業名          | 平成30年度の実績   | 課所室    |
|---|----------|-----------------|---|--------|
| ① 自然環境を保全する意識の普及啓発を図ります。                                    |          | 自然環境体験活動促進事業    | 市内の豊かな自然を活用した体験教室や自然観察会等を実施する7団体へ交付金を交付し、自然環境を保全する意識の普及啓発を図った。<br>・参加者延べ 906人   | 環境総務課  |
|   |          | 環境教室の開催         | 市民向けの環境教室を計5回開催した。<br>・6月29日 ホタル観察会 参加者26人<br>・6月30日 ホタル観察会 参加者29人<br>・8月8日 みなとの水質調査 参加者18人<br>・12月1日 森のクラフト 参加者19人<br>・2月9日 エネルギーを体験しよう 参加者20人   | 環境総務課  |
| ② 市域に分布する在来種など貴重な動植物の実態把握やその保護に努めます。                        |          | 自然環境調査補完調査      | 平成16年度に行った旧秋田市域の自然環境調査の補完調査として、秋田市北部地域のため池等の春の植物の調査を行った。<br>・調査箇所 秋田市金足地区の6か所（待入堤、岩瀬堤、小栗堤、乃木堤、高岡前堤、長岡堤）   | 環境総務課  |
| ③ 良好な自然環境や景観等が残る地域は、必要に応じて秋田市自然環境保全条例による指定を行うなど、適切な保全を図ります。 |          | 自然環境保全市民活動計画    | 秋田市自然環境保全条例第14条に規定する、自然環境保全市民活動計画の認定団体に対し、活動の支援を行った。  | 環境総務課  |
| ④ 生物多様性の保全と持続的な利用に努めます。                                     |          | 命のつなぎ（種の保存）事業活動 | ライオン、レッサーパンダ、ツキノワグマ等計19種が繁殖した。繁殖のために、マーコールのメスをを導入するとともに、アフリカゾウのメス、ニホンコウノトリのペアを他園との間で交換した。希少種シマフクロウの生息域外保全のため、メス1羽を釧路市動物園から導入した。生息域内保全としては、園内の自然池塩曳潟に生息するゼニタナゴ等の希少魚類を保全するとともに、外来生物であるアメリカザリガニの駆除を行った。  | 大森山動物園 |
|   |          | 環境教育展示          | 動物園では、動物との出合いやふれあいを通して、自然と命の大切さについて学び、かつ、動物の命をつなぐ場となることを目指し、平成30年度末現在で99種567点の動物を飼育展示した。また、どうぶつまなボード40基の内容を更新した。イベントとしては、通常イベントとして「まんまタイム」や「動物解説」を実施し、特別イベントとして、年2回の動物ふれあいフェスティバル、塩曳潟水生生物調査、world otter day関連イベント等を実施した。他機関との共催として、自然科学学習館との「どうぶつサイエンス」や新屋図書館との「『地球が壊れる前に』上映会」等を実施した。 | 大森山動物園 |
|   |          | ホテル生息環境保全事業     | ホテルの生息実態調査等に基づき、市内2地区（山内、広面）で、地区住民との協働により、水路周辺の草刈りや植樹、水路への石の投入などホテルの生息環境を整備した。  | 環境総務課  |

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名      | 平成30年度の取組実績  | 課所室   |
|--|----------|-------------|--|-------|
| ⑤ 自然環境配慮指針により、事業活動による自然環境への影響を最小限にとどめます。                 |          | 環境配慮行動の周知   | 秋田市環境基本計画のホームページへの掲載により、環境配慮行動の周知を図った。   | 環境総務課 |
| ⑥ 豊かな生物多様性の象徴であるホタルの生息状況調査を市民参加で行い、生物多様性についての意識の醸成を図ります。 | I        | ホタル生息環境保全事業 | ホタルの生息実態調査等に基づき、市内2地区(山内、広面)で、地区住民との協働により、水路周辺の草刈りや植樹、水路への石の投入などホタルの生息環境を整備した。 | 環境総務課 |

## 施策2 希少種の保全や外来生物等への対策

| 施策の内容   | 分野<br>横断 | 取組・事業名                | 平成30年度の取組実績  | 課所室    |
|---|----------|-----------------------|--|--------|
| ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の適正運用により、野生生物の保護と生息環境の保全に努めます。 |          | ホタル生息環境保全事業           | ホタルの生息実態調査等に基づき、市内2地区(山内、広面)で、地区住民との協働により、水路周辺の草刈りや植樹、水路への石の投入などホタルの生息環境を整備した。   | 環境総務課  |
|   |          | 希少動物種保存事業             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市八木山動物公園との間でアフリカゾウの繁殖を目的にメスを相互預託した。</li> <li>・東京都多摩動物公園との間でニホンコウノトリの繁殖を目的にペアを交換した。</li> <li>・川崎夢見ヶ崎動物公園からマーコールの繁殖を目的にメスを譲り受けた。</li> <li>・釧路市動物園からシマフクロウの域外保全を目的にメスを借り受けた。</li> <li>・ニホンイヌワシの繁殖を目的に熊本市動植物園へオスを貸し出した。</li> <li>・ニホンイヌワシの生息域外保全を目的に仙台市八木山動物公園から有精卵を受け入れた。</li> <li>・ワオキツネザル2頭、レッサーパンダ2頭が繁殖し生育した。</li> </ul> | 大森山動物園 |
|   |          | 平成30年度野生傷病鳥獣保護・治療業務委託 | 秋田県との間で委託業務契約を締結し、保護治療業務として、哺乳類1種1点、鳥類6種13点を受け入れた。   | 大森山動物園 |
| ② 移入種の放逐の禁止等を規定した外来生物法の適正運用により、市民や事業者に対し、生態系の調和に影響を及ぼす外来生物などを持ち込まないよう啓発に努めます。                               |          | 環境配慮行動の周知             | 秋田市環境基本計画のホームページへの掲載により、環境配慮行動の周知を図った。   | 環境総務課  |
|   |          | 塩曳潟水生生物調査             | 平成30年9月29日に募集した市民ボランティア19名と塩曳潟の水生生物調査を実施した。<br>平成30年5月9日から10月31日までの間でアメリカザリガニ2,117匹採取し殺処分した。   | 大森山動物園 |
| ③ 野生鳥獣による農作物被害や生活環境被害などを防止するため、人と生きものとの共存のための方策を検討していきます。   |          | 特別天然記念物カモシカ食害対策事業     | 農業被害に対して防護網 3,200m、忌避臭袋 69セットを支給した。  | 文化振興課  |

(5) 環境分野 5 協働による環境保全の取組

基本目標 5 あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現

ア 環境教育・環境学習の推進

施策 1 環境学習プログラムの整備と機会の充実

| 施策の内容   | 分野<br>横断 | 取組・事業名              | 平成30年度の取組実績  | 課所室                 |
|---|----------|---------------------|--|---------------------|
| ① 市広報、テレビ、インターネットやSNSなどの様々な広報手段を用いて環境教育・環境学習に関する啓発を行います。                                      |          |                     | 環境部の依頼により広報あきたへ記事を掲載した。<br>(主な記事)<br>・5月18日号 環境展開催のお知らせ<br>・6月1日号 環境月間の啓発記事<br>・7月20日号 水切り月間の啓発記事<br>・10月5日号 3R推進月間の特集記事<br>環境部の依頼により4つの番組を作成した。<br>環境部のFacebookの記事をシェアした。 | 広報広聴課               |
|   |          |                     | ホームページ、広報、ツイッター、フェイスブック等を通じた情報提供の充実に努めた(環境部各課所)。   | 環境総務課               |
| ② 市民向けの環境教室や事業者向けの環境セミナーなどを開催します。   |          | 環境教室の開催             | 市民向けの環境教室を計5回開催した。<br>・6月29日 ホテル観察会 参加者26人<br>・6月30日 ホテル観察会 参加者29人<br>・8月8日 みなとの水質調査 参加者18人<br>・12月1日 森のクラフト 参加者19人<br>・2月9日 エネルギーを体験しよう 参加者20人                            | 環境総務課               |
|   |          | 事業者向けの省エネ対策等に関する説明会 | 省エネ説明会を実施した(一部秋田県、あきた省エネプラットフォーム共催)。<br>・参加者 156社200人  | 環境総務課               |
| ③ 小中学校や高等教育機関、関係行政機関などとの連携により、小中学校における学習プログラムの中に環境教育を導入し、その推進に努めるとともに、環境教育・環境学習のあり方について検討します。 |          | 環境学習サポート事業          | 小中学校等へ講師を派遣し、環境講座を実施した。<br>・派遣数 30回<br>・受講者 1,434人   | 環境総務課               |
| ④ 体験学習や自然観察会の実施など、四季折々の自然に親しむ機会の充実を図るとともに、環境教育・環境学習につなげる機会・プログラムの充実を図ります。                     |          | 夏休み子ども講座            | 環境部と共催で夏休み中の親子を対象に、ゴミ減量のおはなし、環境に関連する本の紹介、マイバッグを作る講座を開催した。<br>・参加者 中央図書館明德館(23人)、土崎図書館(24人)、新屋図書館(18人)、河辺分館(21人) 計 86人  | 生涯学習室<br>(中央図書館明德館) |
|   |          | 自然環境体験活動促進事業        | 市内の豊かな自然を活用した体験教室や自然観察会等を実施するNPOなどの民間団体へ交付金を交付した。<br>・交付団体数 7団体<br>・参加者 906人   | 環境総務課               |
|   |          | 環境教室の開催             | 市民向けの環境教室を計5回開催した。<br>・6月29日 ホテル観察会 参加者26人<br>・6月30日 ホテル観察会 参加者29人<br>・8月8日 みなとの水質調査 参加者18人<br>・12月1日 森のクラフト 参加者19人<br>・2月9日 エネルギーを体験しよう 参加者20人                            | 環境総務課               |

| 施策の内容   | 分野<br>横断 | 取組・事業名   | 平成30年度の実績  | 課所室   |
|---|----------|----------|--|-------|
| ⑤ 環境展などの各種イベントを通じて、市民の環境に対する関心を喚起します。                         |          | 環境展の開催   | 6月の環境月間に合わせて、環境保全に関する関心を高めるため環境展を開催した。<br>・開催日 6月2日（土）<br>・会場 アゴラ広場および大屋根下 | 環境総務課 |
| ⑥ 子どもたちの地域におけるリサイクル活動や、クリーンアップ活動など、地域の環境保全活動への参加する機会の充実を図ります。 | I        | こどもエコクラブ | 幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブである「こどもエコクラブ」についてホームページで周知した。               | 環境総務課 |
| ⑦ 雪国ならではの体験学習などを開催し、雪との関わりを前向きに捉える機会を設けます。                    |          | 環境教室の開催  | 環境教室「森のクラフト」を開催した。<br>・開催日 12月1日（土）<br>・参加者 19人                            | 環境総務課 |

## 施策2 情報の収集と提供

| 施策の内容   | 分野<br>横断 | 取組・事業名           | 平成30年度の実績  | 課所室                 |
|---|----------|------------------|--|---------------------|
| ① 市民が日常生活において実践することのできる環境保全活動に関する各種情報の提供を行います。                          |          | あきエコどんどんプロジェクト事業 | あきエコどんどんプロジェクトを運用した（通年）。<br>・登録者数 2,742人<br>・アクション数 29,853回  | 環境総務課               |
| ② 図書館など公共施設における環境に関する資料の整備を推進します。                                       |          | 共催で資料展示          | 環境部と共催で、中央図書館明徳館において資料展示を行った。<br>・5月「緑のカーテン」<br>展示内容 あさがおの種、ゴーヤの種、カーテン応募チラシ、園芸関連図書、写真撮影関連図書<br>・6月「テレビを消して」<br>展示内容 環境部作成チラシ、関連図書<br>・12月「地球温暖化防止」<br>展示内容 環境部作成チラシ、関連図書 | 生涯学習室<br>（中央図書館明徳館） |
| ③ 教育関係機関と連携し、環境教育・環境学習のための教材の整備を行うとともに、インターネットの活用や印刷物などにより環境情報の提供に努めます。 |          | 小学生用環境学習副読本      | 小学四年生を対象に、「わたしたちのくらしとかんきょう」を作成し、市内の小学校等48校へ合計2,639冊を配布した。  | 環境総務課               |
| ④ 環境情報の全庁的活用や事業者および市民への公開などにより、環境情報の共有化を図り効果的な環境対策を推進します。               |          |                  | ホームページ、広報、ツイッター、フェイスブック等を通じた情報提供の充実に努めた（環境部各課所）。   | 環境総務課               |

## イ 自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進

### 施策1 環境に配慮した自主的な活動の促進

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名               | 平成30年度の実績  | 課所室     |
|--|----------|----------------------|--|---------|
| ① 事業活動における環境保全行動に関する情報提供を行います。   |          |                      | ホームページ、広報、ツイッター、フェイスブック等を通じた情報提供の充実に努めた（環境部各課所）。   | 環境総務課   |
| ② 事業者が行う環境保全活動を把握し、情報提供等を行います。   |          |                      | ホームページ、広報、ツイッター、フェイスブック等を通じた情報提供の充実に努めた（環境部各課所）。   | 環境総務課   |
| ③ 市自らが、環境配慮に向けて、事業者の環境配慮を促進するよう取組みます。  |          | 秋田市役所環境配慮行動計画        | エコあきた行動計画に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めた。<br>・平成30年度の排出量 102,909t-CO <sub>2</sub><br>(平成25年度比 20.6%削減)  | 環境総務課   |
| ④ 公共事業や各種開発事業、土地利用の変更などに際して、自然環境配慮指針等との整合性をチェックし、適切な助言・指導を行います。                  |          | 開発行為事前協議への対応         | 秋田市自然環境保全条例第18条第2項にかかるみなし届である秋田市宅地開発に関する条例第7条第1項の協議に対応した。<br>・件数 10件   | 環境総務課   |
| ⑤ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）および秋田県環境影響評価条例（平成12年秋田県条例第137号）に基づいて適切に対応します。               |          | 環境影響評価に係る手続          | 環境影響評価法に基づき事業者から送付を受けた書類（配慮書、方法書、準備書および要約書）について、環境の保全の見地から意見を提出するとともに、事業者からの依頼に応じ、関係地域における庁舎内において書類（配慮書、方法書、準備書、評価書および要約書）の縦覧の実施に協力した。<br>・市長意見の提出 5件<br>・縦覧の実施 3件 | 環境保全課   |
| ⑥ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づき周辺地域の生活環境の保全のための措置や、廃棄物の減量化およびリサイクルの推進など適切な対応を図ります。 |          | 大規模小売店舗立地法に基づく周辺環境配慮 | 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対し、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の観点から意見の有無を通知した。<br>・法第5条第1項（新設の届出）1件「意見なし」<br>・法第6条第2項（変更の届出）1件「意見なし」<br>(大規模小売店舗の施設の配置に関する事項、大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項)        | 商工貿易振興課 |
|  |          | 大規模小売店舗の環境への配慮事項等の確認 | 平成30年度は、同法に基づく届出が3件あり、大規模小売店舗に設置する廃棄物保管施設の面積が国で示している指針を満たしているかどうか、また、廃棄物の減量やリサイクルの取組について確認した。  | 環境都市推進課 |

## 施策2 連携した各主体の協働による環境保全活動の推進

| 施策の内容                          | 分野<br>横断 | 取組・事業名           | 平成30年度の取組実績  | 課所室          |
|--------------------------------|----------|------------------|--|--------------|
| ① 町内会やNPOなどが行う環境保全活動への支援を行います。 | I        | 自然環境保全<br>市民活動計画 | 秋田市自然環境保全条例第14条に規定する、自然環境保全市民活動計画の認定団体へ対し、活動の支援を行った。   | 環境総務課        |
|                                |          | 不法投棄ゼロ<br>宣言事業   | 不法投棄ゼロ宣言事業を13地区で実施した。<br>・実施地区 金足片田、下新城岩城、上新城道川、山内松原、太平野田、添川、上北手大山田、上北手寺村、下浜名ヶ沢、河辺戸島、河辺杉沢、雄和平尾鳥、雄和女米木<br>・のぼり旗を40枚提供した。(7地区) | 廃棄物対策課       |
|                                |          | 地域愛形成事<br>業      | 下浜駅前公衆トイレの適切な維持管理のため、地域団体が実施する清掃および周辺の美化活動を支援した。<br>・平成30年度支出額 259,200円  | 西部市民サービスセンター |
|                                |          |                  | 太平川の桜まつり(観桜会)実施における会場設営やイベント実施等にかかる経費について、太平川観桜実行委員会に対し、開催事業費を補助した。  | 南部市民サービスセンター |
|                                |          | 地域愛形成事<br>業      | ぼかぼかオレンジロード愛護会に対して、市道仁井田緑地町4号線周辺の除草、樹木の枝払いおよび不法投棄の処理等の委託を行った。  | 南部市民サービスセンター |
|                                |          | 地域愛形成事<br>業      | ごりらクラブに対して、秋田市御所野地蔵田二丁目周辺の市道の除草、樹木の枝払いおよび不法投棄の処理等の委託を行った。  | 南部市民サービスセンター |
|                                |          | 地域愛形成事<br>業      | 新都市大通線御所野、下堤一丁目街路樹愛護会に対して、秋田市御所野下堤一丁目周辺の市道の除草、樹木の枝払いおよび不法投棄の処理等の委託を行った。  | 南部市民サービスセンター |
|                                |          | 地域愛形成事<br>業      | 御所野連合町内会に対して、秋田市御所野元町二丁目周辺の市道の除草、樹木の枝払いおよび不法投棄の処理等の委託を行った。   | 南部市民サービスセンター |
|                                |          | 地域愛形成事<br>業      | 御所野元町五・六丁目緑を楽しむ会に対して、秋田市御所野元町五、六丁目周辺の市道の除草、樹木の枝払いおよび不法投棄の処理等の委託を行った。   | 南部市民サービスセンター |
|                                |          | 地域愛形成事<br>業      | 元町七丁目けんじんクラブに対して、秋田市御所野元町七丁目周辺の市道の除草、樹木の枝払いおよび不法投棄の処理等の委託を行った。   | 南部市民サービスセンター |
|                                |          | 地域愛形成事<br>業      | 山手台団地美化推進愛護会に対して、市道山手台1号線ほか周辺道路の除草、樹木の枝払いおよび不法投棄の処理等の委託を行った。   | 南部市民サービスセンター |
|                                |          | 地域愛形成事<br>業      | 御所野元町七丁目町内会に対して、新都市環状線周辺の歩道の除草、樹木の枝払いおよび不法投棄の処理等の委託を行った。   | 南部市民サービスセンター |
|                                |          | 地域愛形成事<br>業      | 四ツ小屋地区振興会に対して、秋田市四ツ小屋駅公衆トイレの清掃、維持管理およびくみ取り業者への手配等の委託を行った。  | 南部市民サービスセンター |

| 施策の内容  | 分野<br>横断 | 取組・事業名           | 平成30年度の実績  | 課所室    |
|--|----------|------------------|--|--------|
| ② 環境保全活動を実践する市民等の交流および情報交換を推進します。  | I        | 不法投棄監視員連絡会       | 不法投棄監視員の各監視地区の不法投棄等の情報について、意見交換を実施した。<br>・実施日 8月30日(木)<br>・参加者 不法投棄監視員30人  | 廃棄物対策課 |
| ③ 市民参加による身近な生きものの調査や、地域におけるリサイクル活動、クリーンアップ活動など、市民等との協働による環境保全活動の支援充実を図ります。 | I        | 全市一斉清掃           | 全町内会へ環境美化活動の実施を呼びかけた。<br>・実施日 4月15日(日)   | 環境総務課  |
| ④ 関係する地方公共団体、市民団体、企業等が連携し、協働して環境保全活動を推進します。                                | I        | 雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会 | 国、県および秋田市を含む流域8市町村で構成する雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会では、雄物川の環境美化や環境保全を図るため、流域一斉のクリーンアップの実施や油流出事故等に関する情報を共有するため、連絡体制の整備・強化を図っている。<br>雄物川流域一斉清掃の実施<br>・実施日 7月22日(日)<br>・場 所 雄物川右岸<br>雄物川水系水質事故緊急措置演習の実施<br>(油類流出事故を想定)<br>・実施日 11月21日(水)<br>・場 所 秋田市仁井田字柳林地内<br>(秋田南大橋上流右岸、古川排水樋門付近) | 環境保全課  |
| ⑤ 市、事業者および市民が協働して、効率的に環境保全活動を実施していくためのネットワークづくりを推進します。                     | I        | ホテル生息環境保全事業      | ホテルの生息実態調査等に基づき、市内2地区(山内、広面)で、地区住民との協働により、水路周辺の草刈りや植樹、水路への石の投入などホテルの生息環境を整備した。   | 環境総務課  |

## ウ 地域に根ざした環境共生スタイルの推進

### 施策1 地域の環境特性をいかした魅力の発信

| 施策の内容   | 分野<br>横断  | 取組・事業名       | 平成30年度の実績  | 課所室   |
|---|-----------|--------------|--|-------|
| ① 森林や農地、河川、海岸など市内の多様な自然環境を、貴重な資源として保全し、持続的な活用を図っていくために、地域の特性に応じた環境施策を推進します。                       |           | 河川環境整備事業     | 準用河川宝川ほか5河川<br>・護岸整備、河道の浚せつ 延長 5,040m  | 道路建設課 |
| ② 風力、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの普及や、自然を保全し、ふれあう仕組みづくりなどを通じて、環境と共生する心豊かな暮らし方を本市の魅力として広く内外に発信していきます。        | III<br>IV | 自然環境体験活動促進事業 | 市内の豊かな自然を活用した体験教室や自然観察会等を実施する7団体へ交付金を交付し、自然環境を保全する意識の普及啓発を図った。<br>・参加者延べ 906人  | 環境総務課 |
| ③ 市内の多様な再生可能エネルギー施設を「あきた次世代エネルギーパーク」としてPRし、見学してもらうことで環境意識の醸成を図り、住宅用太陽光発電設備やペレットストーブなどの普及拡大につなげます。 | II<br>IV  | 次世代エネルギーパーク  | 見学団体 59団体<br>見学者 1,008人  | 環境総務課 |
| ④ 豊かな自然の象徴であるホタルの保全活動を通じて、市民の環境保全意識の醸成を図るとともに、人と豊かな自然が共生する秋田市の魅力のPRに努めます。                         | III       | ホタル生息環境保全事業  | ホタルの生息実態調査等に基づき、市内2地区（山内、広面）で、地区住民との協働により、水路周辺の草刈りや植樹、水路への石の投入などホタルの生息環境を整備した。 | 環境総務課 |